

八尾市

障がい福祉サービス等支給決定に 関するガイドライン

令和6年4月1日

健康福祉部障がい福祉課

目次

第1章	はじめに	1
I	障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドラインの目的	1
II	支給決定基準についての考え方	1
第2章	障がい福祉サービス等の支給決定基準量	2
第3章	支給決定の基本的な取り扱い	3
I	支給決定のプロセス	3
1	障がいを有することの確認	3
2	サービス利用開始までの流れ	4
3	提出書類	6
4	支給決定の有効期間の開始日について	7
5	障がい福祉サービス等の更新手続きについて	7
II	計画相談支援・障がい児相談支援、セルフプラン、ケアプランの取り扱い	8
1	セルフプラン	8
2	計画相談支援・障がい児相談支援	8
3	ケアプラン	9
III	計画相談支援等における留意事項	10
1	提出書類	10
2	モニタリング実施標準期間	11
第4章	支給決定の特例的な取り扱い	13
I	就労系障がい福祉サービスの在宅利用の取り扱い	13
1	利用者の要件	13
2	事業所の要件	13
3	提出書類	13
II	特例日数の取り扱い	15
1	障がい者の日中活動サービス	15
2	障がい児の通所サービス	16
第5章	サービスの併給関係	17
I	基本的な考え方	17
1	同一時間帯での利用	17
2	同一日での利用	17

II	日中活動サービスの併給	18
1.	「一般就労（休職中）」と「就労系障がい福祉サービス」	18
2.	「一般就労」と「日中活動サービス」	18
3.	「大学等在学中」と「就労移行支援」	19
III	共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援での併給	19
1.	「共同生活援助（一時帰宅）」と「居宅介護、重度訪問介護」	19
2.	「施設入所支援（一時帰宅）」と「居宅介護、重度訪問介護」	19
3.	「共同生活援助や施設入所支援（一時帰宅）」と「短期入所」	20
4.	「共同生活援助」と「通院等介助」	20
5.	「施設入所支援」と「移動支援」	20
第6章	障がい福祉制度と介護保険制度の適用関係	21
I	基本的な考え方	21
1.	制度の概要	21
2.	障がい福祉サービスと介護保険サービスの相互関係	22
II	障がい福祉サービス等と介護保険サービスの併用利用について	25
1.	障がい福祉サービス固有のサービス（横出し支給）	25
2.	介護認定が非該当であった場合	25
3.	上乘せ支給（移行特例分）	26
4.	上乘せ支給（重度障がい者向け）	27
III	2号みなし	29
IV	介護保険サービス移行までの流れ	30
第7章	障がい福祉サービスの概要	31
I	介護給付	31
1.	居宅介護	31
2.	重度訪問介護	38
3.	行動援護	41
4.	同行援護	43
5.	短期入所	45
6.	生活介護	46
7.	療養介護	47
8.	施設入所支援	48
9.	重度障がい者等包括支援	49
II	訓練等給付	50
1.	訓練等給付の支給決定にかかる共通事項	50

2.	自立訓練	52
3.	宿泊型自立訓練	53
4.	就労移行支援	54
5.	就労継続支援A型	56
6.	就労継続支援B型	58
7.	就労定着支援	59
8.	自立生活援助	60
9.	共同生活援助（グループホーム）	61
Ⅲ	地域相談支援給付	63
1.	地域移行支援	63
2.	地域定着支援	64
Ⅳ	障がい児通所給付	65
1.	児童発達支援	65
2.	医療型児童発達支援	66
3.	放課後等デイサービス	67
4.	保育所等訪問支援	68
5.	居宅訪問型児童発達支援	69
第8章	障がい福祉サービス等の利用者負担	71
Ⅰ	利用者負担	71
1.	世帯員の範囲	71
2.	所得区分とサービスごとの負担上限月額	71
3.	サービス固有の負担軽減策	72
Ⅱ	就学前障がい児の発達支援の無償化	73
1.	対象児について	73
2.	無償化の対象となるサービス	73
3.	提出書類	73
Ⅲ	多子軽減措置	74
1.	対象者確認のフローチャート	74
2.	多子軽減措置適用後の負担額	75
3.	提出書類	75
Ⅳ	高額障がい福祉サービス等給付費	76
1.	条件一覧	76
2.	対象者確認のフローチャート	76
3.	算定基準額について	77
4.	提出書類	77

V	新高額障がい福祉サービス等給付費	77
1.	対象者	77
2.	対象となる介護保険サービス	77
3.	対象となる利用者負担額	78
4.	提出書類	78
VI	利用者負担上限額管理	78
1.	上限額管理の取扱い	78
2.	上限額管理事業所の優先順位	78
3.	複数児童（きょうだい）の上限額管理の取扱い	79
第9章	過誤請求	80
1.	提出方法及び提出期限	80
2.	過誤申立の流れ	80
3.	注意事項	80
	様式集	81

第1章 はじめに

I 障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドラインの目的

本ガイドラインについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号 以下「障害者総合支援法」という）及び、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく障がい福祉サービス等について、その支給決定及び、利用における適正性・公平性・透明性の担保を図ることを目的として、八尾市（以下「市」という）が定めるものです。なお、本ガイドラインに示していない事項等については、国の事務連絡である「介護給付費等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という）」に準拠することとします。

また、本ガイドラインについては、法改正や報酬改定、制度に変更等があった場合に加えて、定期的に運用面での評価を実施し、その内容を適宜見直すことといたします。

II 支給決定基準についての考え方

障害者総合支援法においては、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を持つ個人として尊重され、全ての障害者が可能な限りその身近な場所で日常生活を営むための支援を受けることができ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会で共生することが実現できることを基本理念とし、その上で総合的かつ計画的に行わなければならない。」と定められています。

障がい福祉サービスの支給決定にあたっては、事務処理要領にてあらかじめ支給の可否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていることから、市においても支給決定基準を定めます。なお、利用者本人や保護者が作成するセルフプラン又は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案が市の定める支給決定基準と乖離するときは、原則、非定型の取り扱いとして、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、必要に応じて個々の生活状況等について確認し、審査会等の意見を経て、支給決定を行います。

「障害」の「害」の字の表記について

本市においては、基本的には「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合には「ひらがな」表記としています。

なお、「条例・規則・規定・訓令・告示等」や「法人、団体、組織、施設名などの固有名詞」は、「漢字」表記としています。

第2章 障がい福祉サービス等の支給決定基準量

市における支給決定基準量は次のとおりです。それぞれの詳しい内容は、「第7章 障がい福祉サービス等の概要」を確認してください。

1. 訪問系サービス(介護給付)

(時間/月)

サービスの種類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	重度包括支援
居宅介護 ※	15	20	30	40	60	80	100
重度訪問介護				160	190	230	280
行動援護			70				
同行援護	70						
移動支援	70						

※ 居宅介護は身体介護及び家事援助を合算した支給量とします。

※ 通院等介助は、必要に応じて支給決定を行います。

2. 日中活動系・居住系サービス(介護給付)

サービスの種類	支給決定基準量
短期入所	7日/月 (年間利用日数 180日以内)
療養介護	当該月の日数
生活介護	当該月－8日
施設入所支援	当該月の日数

3. 訪問系・日中活動系・居住系サービス(訓練等給付)

サービスの種類	支給決定基準量	標準利用期間
自立訓練(機能訓練)	当該月－8日	1年6ヵ月
自立訓練(生活訓練)	当該月－8日	2年
就労移行支援	当該月－8日	2年
就労継続支援 A 型	当該月－8日	—
就労継続支援 B 型	当該月－8日	—
共同生活援助	当該月の日数	—
就労定着支援	当該月の日数	3年
自立生活援助	当該月の日数	1年

4. 障がい児通所サービス

サービスの種類	支給決定基準量
児童発達支援	15日/月
放課後等デイサービス	23日/月
保育所等訪問支援	2日/月

第3章 支給決定の基本的な取り扱い

I 支給決定のプロセス

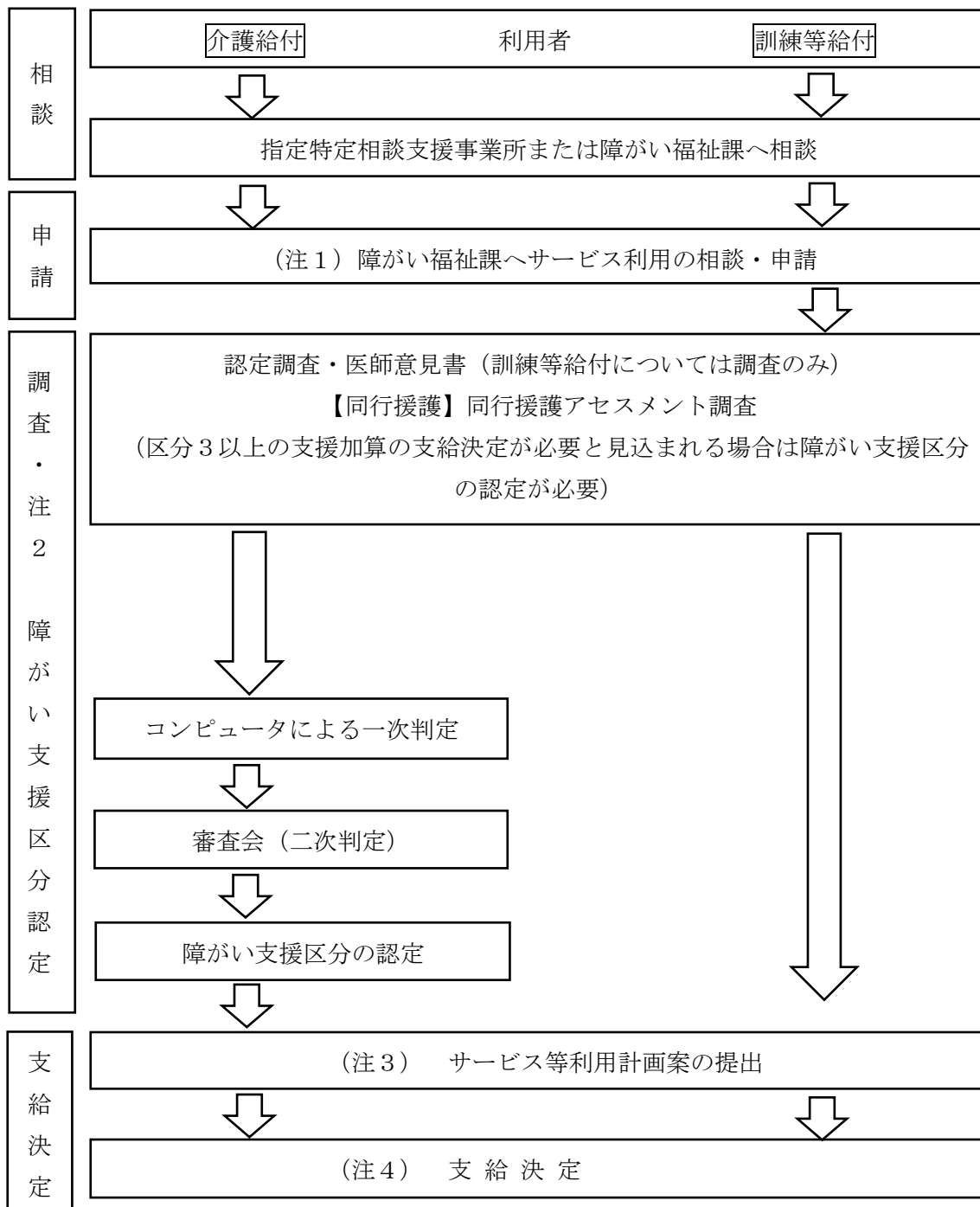
1. 障がいの有することの確認

障がい福祉サービス等の対象者であることの確認は以下の書類で行います。

種別	確認書類
身体障がい者	身体障がい者手帳
知的障がい者	① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所（大阪府障がい者自立相談支援センター）に意見を求めて確認します。
精神障がい者	① 精神障がい者保健福祉手帳 ② 診療情報提供書【様式集参照】 ③ 医師の診断書（主治医記載で国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障がい者であることを確認できる内容であること）等 ④ 精神障がいを事由とする年金証書等 ⑤ 精神障がいを事由とする特別障害者給付金を受けていることを証明する書類 ⑥ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） ※ ④～⑥の場合、本人の状態理解を深めるため、医師の診断書や診療情報提供書を求めることがあります。 ※ 高次脳機能障がいの方は、器質性精神障がいとして精神障がいに分類されるものであり、上記のいずれかの証書類により精神障がい者であることが確認された場合、給付の対象となります。
難病等対象者	国の定める疾病によるものが対象です。 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等
障がい児 （18歳未満）	① 各種障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、以下各種障がい者手帳という） ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合であっても、第三者機関から提出される以下の証明書等を確認することで療育が必要であると認められれば利用可能です。 ③ 医師の意見書又は診断書（病院名・医師名が記載されているものに限る） ④ 発達に関する専門家による意見書 ⑤ 児童相談所等（こども家庭センター等）の意見 ※ 障がいの有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障がいが想定され支援の必要性が認められれば給付の対象となります。

2. サービス利用開始までの流れ

障がい福祉サービス等の申請から支給決定までの流れ



※ 指定特定相談支援事業所とは、市の指定を受けた相談支援事業所のことです。障がい福祉サービス等の申請前の相談や申請をする時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

(注1) 障がい福祉課へサービス利用の相談・申請

指定特定相談支援事業所又は障がい福祉課に相談し、サービスが必要な場合は障がい福祉課に申請します。

なお、障がい支援区分の認定には、新規申請から数週間から数か月を要する場合がありますので余裕をもってご相談ください。

(注2) 障がい支援区分認定

18歳以上の方が介護給付のサービスを利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要となります。障がい支援区分とは、障がいの状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1（軽度）から区分6（重度）まであります。市から委託された事業所の調査員が自宅等へ訪問し本人や家族等から様子を聞き取る認定調査と、かかりつけ医に心身の状態などの意見を求める医師意見書をもとに審査会で決定します。

(注3) サービス等利用計画案の提出

指定特定相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画案」、もしくは利用者本人や家族等が作成した「セルフプラン」を市に提出します。

(注4) 支給決定

市が、聞き取り調査、障がい支援区分、サービス等利用計画案等を踏まえて、サービスの種類や利用量を決定して受給者証を発行します。受給者証が手元に届いたらサービスを利用する事業所と契約を交わし、サービスの利用を開始します。

3. 提出書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

サービスの種類	申請書様式	
	新規	変更・追加 ※受給者証も提出してください
介護給付 訓練等給付	<input type="checkbox"/> 様式ア <input type="checkbox"/> 様式イ <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案（支給決定後に本計画）、セルフプラン、ケアプランのいずれか	<input type="checkbox"/> 様式ア <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案（支給決定後に本計画）、セルフプラン、ケアプランのいずれか
	<input type="checkbox"/> 同行援護を利用する方 同行援護アセスメント調査【様式集参照】※3年に1回必要 <input type="checkbox"/> グループホームを利用する方 家賃証明書 <input type="checkbox"/> グループホームで通院等介助や居宅介護が必要な方 グループホームからの個別支援計画書 （通院等介助については世話人が付き添えない理由、定期通院が必要であることが記載されているもの）	
障がい児通所 給付	<input type="checkbox"/> 様式ウ <input type="checkbox"/> 様式エ <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案（支給決定後に本計画）、セルフプラン、ケアプランのいずれか <input type="checkbox"/> 就学児サポート調査票【様式集参照】	<input type="checkbox"/> 様式ウ <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案（支給決定後に本計画）、セルフプラン、ケアプランのいずれか
計画相談支援 障がい児相談支援	<input type="checkbox"/> 様式オ <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案	事業所変更のみの場合 <input type="checkbox"/> 様式オ <input type="checkbox"/> モニタリング （モニタリング月の場合）
地域生活支援 事業	<input type="checkbox"/> 様式イ <input type="checkbox"/> 様式カ	<input type="checkbox"/> 様式カ
暫定から 本支給	<input type="checkbox"/> 様式ア <input type="checkbox"/> 暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書 <input type="checkbox"/> 本支給決定後の個別支援計画書（案） <input type="checkbox"/> 暫定支給期間内に実施した利用者のアセスメント <input type="checkbox"/> 受給者証 ※ 「第7章 II. 訓練等給付」の暫定支給の項目参照。	
受給者証再発行	<input type="checkbox"/> 様式キ	
住所・氏名変更	<input type="checkbox"/> 様式ク <input type="checkbox"/> 受給者証	

様式の名称（雛形は【様式集】を参照）

- 【様式ア】 介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 【様式イ】 世帯状況・収入等申告書(裏面同意書)
- 【様式ウ】 障がい児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 【様式エ】 世帯状況・収入申告書(裏面同意書)
- 【様式オ】 計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書兼計画相談支援給付費・障がい児相談支援依頼（変更）届出書
- 【様式カ】 地域生活支援事業利用申請書
- 【様式キ】 障がい福祉サービス受給者証等再交付申請書
- 【様式ク】 障がい福祉サービス受給者証等記載事項変更申請書

4. 支給決定の有効期間の開始日について

支給決定の有効期間の開始日は、申請の種類によって原則以下のとおりです。

申請の種類	支給決定における有効期間の開始日
新規	・最短支給決定日は、申請日 ・障がい支援区分が必要なサービスの最短支給決定日は、障がい支援区分の認定審査会の日
変更・追加	申請日の翌月 1 日 ※ ただし、生活維持が困難である等緊急性がある場合においては、個別に判断するため、事前にご相談ください。

5. 障がい福祉サービス等の更新手続きについて

障がい福祉サービス等については、障がい支援区分の認定期間等によって、サービスの支給期間が定まっています。更新時期が近づきましたら、自宅等に市から更新書類が送付されますので、サービスの継続を希望する場合は、期間内に手続きをしてください。更新手続きの確認ができない場合は、サービスを利用できないことがありますので、遅延がないようお願いします（受給者証にて、障がい支援区分の認定期間、支給決定の内容、利用者負担額等が確認できます）。

手続きが遅延した場合には、市までお問い合わせください。

Ⅱ 計画相談支援・障がい児相談支援、セルフプラン、ケアプランの取り扱い

サービス等利用計画とは、障がいのある方が課題の解決や自立した生活をおくるために必要となる様々なサービス等を適切に活用するために作る計画のことを言います。サービス等利用計画には、利用者本人や保護者が作成する「セルフプラン」と、指定特定相談支援事業所の相談員の作成する「サービス等利用計画案」の2種類があります。サービスの申請時には、セルフプラン又はサービス等利用計画案を、市に提出する必要があります。

ただし、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴等）のみの利用である場合は提出不要です。

1. セルフプラン

利用者の希望する生活やサービスなどを記載した利用者を支援するための計画で、利用者本人や家族等が作成します。利用者本人や家族等で障がい福祉サービス等の調整ができる方が対象となります。セルフプランは【様式集】参照。

<対象者>

利用者本人又は家族等でサービスの調整ができる方

2. 計画相談支援・障がい児相談支援

指定特定相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、利用計画の定期的な見直し等を行います。具体的なサービス内容は次のとおりです。

① サービス等利用計画

サービスを計画的に利用し生活の質をより良くするため、福祉、保健、医療、就労などの幅広い支援や、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討し、作成する総合的な支援計画です。計画は相談支援専門員が作成します。また、作成の際には、相談支援専門員によるアセスメントや定期的なモニタリングを受けていただきます。

② モニタリング

サービス等の利用状況について、指定特定相談支援事業所が一定期間ごとに利用者とは面接し、作成したサービス等利用計画が適切かどうかなどを確認することをモニタリングと言います。その結果を踏まえ、必要に応じてサービス等の見直しを行います。

<対象者>

障がい福祉サービス、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障がい児通所支援の利用者

3. ケアプラン

障がい福祉サービスと介護保険サービス（65歳未満の生活保護受給者による介護扶助を含む）を併給しており、介護保険制度におけるケアプラン作成対象者の場合は、障がい福祉サービス等利用時にケアマネジャーが作成したケアプランの提出をお願いします。

介護保険サービスを利用している方は、ケアマネジャーにより対象者の日常生活全般の支援が行なわれるため、原則、計画相談支援は利用できません。ただし、上乗せ支給（移行特例分）を利用されている方に関しては、原則1年間、計画相談支援の併用が可能な場合があります（第6章「障がい福祉制度と介護保険制度の適用関係」を参照）。

Ⅲ 計画相談支援等における留意事項

1. 提出書類

サービス等利用計画案等の提出書類は以下のとおりです。

支給決定プロセスの各段階で市に提出する計画相談支援の様式
(雛形は【様式集】を参照)

	支給決定前			支給決定後 (本計画)	モニタリング月
	新規	変更・追加	更新		
様式1:申請者の現状(基本情報)	○				
様式2:申請者の現状(基本情報)【現在の生活】	○				
様式3:サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案(Ⅰ)	○	○	○		
様式4:サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案(Ⅱ)【週間計画表】	○	○	○		
様式5:サービス等利用計画・障がい児支援利用計画(Ⅰ)				○	
様式6:サービス等利用計画・障がい児支援利用計画(Ⅱ)【週間計画表】				○	
様式7:モニタリング報告書		○	○		○

2. モニタリング実施標準期間

モニタリング期間については、利用者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要があります。モニタリング実施標準期間については、後の表を参照し適切な期間を設定してください。

一般的には、状態が不安定で障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合は、モニタリング期間が短くなることが想定されます。逆に、状態が安定している場合は、モニタリング期間が長くなることが想定されます。

次のような場合は、標準よりも短い期間で設定することが望ましいです。

(具体例)

- ・生活リズム等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である場合
- ・利用する指定障がい福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある場合
- ・その他障がい福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある場合
- ・障がい福祉サービス等と医療機関等との連携が密に必要な場合
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な状態にある場合
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態変化により調整が必要な場合
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者に対して不安の軽減・解消を図る必要のある場合

モニタリング実施標準期間（利用者の状況に応じて適切な期間を設定）

	対象となる利用者像	具体例	標準期間
①	<ul style="list-style-type: none"> 新規サービス利用者 著しくサービスの内容等に変更があった者 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの新規利用、内容変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 転入や引っ越し等により、住環境や生活環境も含めた状況把握が必要な者 	当初3か月毎月ごと + 4か月目以降は②～④
②	在宅で障がい福祉サービス等を利用している者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者		
	ア 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	<ul style="list-style-type: none"> 施設や病院などからの退院、地域移行者 家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境に変化があった者 虐待事案又はその疑いがあると判断された者 	毎月ごと （1年を超えない範囲） ※ 比較的状态が安定している場合は、3か月ごとに変更してください。
	イ 単身世帯又は同居家族等の障がい・疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいや精神障がいのため、自ら適切なサービス調整ができない者 極めて重度な身体障がい者（区分6）のため、サービス利用に必要な連絡調整ができない者 	
	ウ 重度障がい者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者（世帯状況は不問）	区分6かつ以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 四肢麻痺+寝たきり+人工呼吸器 四肢麻痺+最重度知的（重症心身障がい者） 行動援護対象者 	
エ その他ア～ウに準ずるとして、必要と認められる者	上記の各具体例に準じます		
③	在宅で障がい福祉サービス等を利用している者		
	オ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助、障がい児通所支援の利用者		3か月ごと ※ 比較的状态が安定している場合は、6か月ごとに変更してください。
	65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者		
④	生活介護、就労継続支援、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く）の利用者		6か月ごと ※ 比較的状态が安定している場合は、12か月ごとに変更してください。
	施設入所、療養介護、重度障がい者等包括支援の利用者		

第4章 支給決定の特例的な取り扱い

I 就労系障がい福祉サービスの在宅利用の取り扱い

1. 利用者の要件

就労系障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）の利用者であって、本人が利用を希望し、かつ在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者。

2. 事業所の要件

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われ、かつ常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認やその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

<留意事項>

- ・在宅利用と通所での支援を組み合わせることも可能です。

3. 提出書類

在宅利用を希望する場合は、以下の書類を市にご提出ください。

新規申請	更新申請において在宅利用を継続する場合
<input type="checkbox"/> 在宅利用に係る申立書 【様式集参照】 <input type="checkbox"/> 個別支援計画書（事業所の様式） <input type="checkbox"/> 受給者証（既にお持ちの方）	<input type="checkbox"/> 在宅利用中の支援体制に関する報告書 【様式集参照】 <input type="checkbox"/> 在宅利用に係る申立書【様式集参照】 <input type="checkbox"/> 個別支援計画書（事業所の様式）

<留意事項>

- ・ 在宅利用に係る申立書は、在宅利用の支援効果について詳細に記入してください。
- ・ 個別支援計画書は、上記の定められた利用者と事業所の要件を確認できるよう、具体的にご記入下さい。体調管理、ビジネスマナーの書籍を読む、漢字ドリルをする等の内容のみでは在宅利用は認められません。
- ・ 在宅利用中の支援体制に関する報告書は、確認事項について具体的に記入してください。
- ・ 在宅利用の支給決定期間は、就労継続支援A型のように最大3年間決定できるサービスであっても、1年ごと（受給者証の更新ごと）に必要性を確認します。

Ⅱ 特例日数の取り扱い

1. 障がい者の日中活動サービス

日中活動サービスとは「生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型」です。

1か月に利用できる日数（支給量）は、原則、当該月の日数から8日を控除した日数（「原則日数」）となります。ただし例外として、原則日数を超える日数（特例日数）を認める場合があります。

① 日中活動サービスの事業運営上の理由での特例日数

日中活動サービスの事業者等において、年間行事計画等を踏まえ、原則日数を超える支援が必要となる場合には、事業所所在地の指定機関（※）に届出を行ったうえで、市へ必要書類を提出してください。

※八尾市の事業所の場合は、八尾市福祉指導監査課への届出が必要です。

八尾市ホームページ：【障がい福祉サービス（相談支援含む）】（加算等）介護給付費等
算定に係る届出書類等

利用日数に係る特例の適用を受ける場合の届出について

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000053088.html>



< 提出書類 >

- 申請書（既に決定がある場合は変更申請書、受給者証）
- セルフプラン又は計画相談支援様式7.3.4
- 届出受理書（事業所所在地の指定機関から発行されます）
- 利用日数管理票【様式集参照】

< 提出時期 >

提出時期は年1回、特例の決定を受けた対象期間の末日までとなります。

指定機関からの届出受理書の発行が期日を過ぎる場合は、市へ連絡してください。

② 利用者の理由での特例日数

心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援に必要がある等、利用者の状態等から市が必要と判断した場合が該当します。事前に利用者が置かれている状況等について、市へ相談をしてください。

<提出書類>

- 申請書（既に決定がある場合は変更申請書、受給者証）
- 計画相談支援様式 7.3.4（特例日数が必要な理由を記載してください）
- 利用日数の特例に係る申立書【様式集参照】

<提出時期>

新規利用時、又はサービス更新時に提出してください。

2. 障がい児の通所サービス

障がい児の通所サービスの1か月に利用できる日数（支給量）は、原則、以下のとおりです。

サービスの種類	支給決定基準量
児童発達支援	15日／月
放課後等デイサービス	23日／月

ただし例外として、利用者の状態等から原則日数（23日／月）を超える日数（特例日数）を認める場合があります。事前に利用者が置かれている状況等について、市へ相談をしてください。

<提出書類>

- 申請書（既に決定がある場合は変更申請書、受給者証）
- 計画相談支援様式 7.3.4（特例日数が必要な理由を記載してください）
- 「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書【様式集参照】（障がい児相談支援事業所からの提出）

<提出時期>

新規利用時、又はサービス更新時に提出をしてください。

<留意事項>

- ・ 理由書の提出を受け、児童の心身の状態が不安定である、家庭環境や家庭状況などから適切な養育を受けられないなどの状況を踏まえ、総合的な見地からその必要性を判断します。
- ・ 既に、支給決定済の受給者証をお持ちの方は、支給期間終了日（次回更新時）まで、記載の日数を利用できます。
- ・ 特例日数を希望する場合、対象の児童やその家族への持続的な支援が必要であることから、障がい児相談支援の利用が必要です。

第5章 サービスの併給関係

I 基本的な考え方

1. 同一時間帯での利用

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障がい福祉サービスは利用できません。例えば、身体介護で入浴支援を行っている時間に、別のヘルパーが家事援助で家事を行う、といった支援は認められません。

2. 同一日での利用

報酬単価が日額で算定される障がい福祉等サービスとの併給について

	① 報酬単価が日額で算定される障がい福祉等サービス	② 報酬単価が時間単位で算定される障がい福祉等サービス	③ 障がい福祉等サービス以外
報酬単価が日額で算定される障がい福祉等サービス	不可	時間が重ならなければ可	サービスの内容による

① 報酬単価が日額で算定される障がい福祉等サービス

ア 生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型といった日中活動サービス

イ 児童発達支援や放課後等デイサービスといった障がい児通所支援等

② 報酬単価が時間単位で算定される障がい福祉サービス

居宅介護の身体介護や家事援助、移動支援等

Ⅱ 日中活動サービスの併給

日中活動サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援）、自立訓練（機能訓練、生活訓練）については、その効果的な支援を図る観点から、同じサービスを継続して利用することが一般的です。しかし、複数のサービスを組み合わせることで、より効果的な支援が期待できる場合は、利用者の状態等から併給を認める場合があります。

その場合は、事前に利用者が置かれている状況等について、市へ相談をしてください。利用者の心身の状態、家庭環境や就労状況などを踏まえ、総合的な見地からその必要性を判断します。また、併給期間についても支援内容や支援効果、利用者の状況等を鑑みて支給決定を行います。

1. 「一般就労（休職中）」と「就労系障がい福祉サービス」

一般就労している障がい者が休職した場合、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障がい福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援）の支給決定を行います。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障がい者が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障がい者にとって、就労系障がい福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市が判断した場合
(平成29年3月30日付、平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A問12参照)

2. 「一般就労」と「日中活動サービス」

基本的に、障がい福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は、日中活動サービスを利用しないことが想定されています。

しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行います。

- ① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
- ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合
(平成19年12月19日付、障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）問8、令和元年11月5日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業の適正な実施について」参照)

3. 「大学等在学中」と「就労移行支援」

大学等（4年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ）在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に、支給決定を行います。

- ① 大学等や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がないもの
- ③ 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

（平成29年3月30日付、平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A問13参照）

Ⅲ 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援での併給

包括型グループホームにおいては、入居中（体験利用を含む）は原則として居宅介護及び重度訪問介護、短期入所については利用できません。

障がい者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受けている利用者については、原則として一部の日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）以外の障がい福祉サービスについては利用できません。

以下の組み合わせについては、市へご相談ください。

1. 「共同生活援助（一時帰宅）」と「居宅介護、重度訪問介護」

グループホーム入居者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されます。しかし、市が特に必要と認める場合で、共同生活援助に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行います。

2. 「施設入所支援（一時帰宅）」と「居宅介護、重度訪問介護」

施設入所者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されます。しかし、市が特に必要と認める場合で、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）について支給決定を行います。

また、一時帰宅中に係る本体報酬又は外泊時の報酬が算定される期間において、一時帰宅中の入所者に対し、当該施設の負担において指定居宅介護事業者等と委託契約を結んで、居宅介護等を提供することは差し支えありません。

3. 「共同生活援助や施設入所支援（一時帰宅）」と「短期入所」

グループホーム入居者や施設入所者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設又は共同生活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定されます。

ただし、次のどちらにも該当する場合には、短期入所を認めることがあります。

- ① 帰宅先における介護者の一時的な事情により、必要な介護を受けることが困難な場合
- ② 帰宅先と入所施設又は共同生活援助を行う住居とが遠隔地であるため、直ちに入所施設又は共同生活援助を行う住居に戻ることが困難な場合

4. 「共同生活援助」と「通院等介助」

グループホーム入居者の通院の介助は、基本的には日常生活上の支援の一環として、当該事業者（グループホーム世話人）が対応することになります。ただし次のどちらにも該当する場合には、原則7時間/月を上限として通院等介助の支給が可能です。

- ① 慢性の疾病等を有し医師の指示により定期的な通院が必要な場合
- ② 世話人が個別に対応することが困難な場合

<提出書類>

- グループホームからの個別支援計画書
継続的な治療が必要とする疾患であること及び世話人では対応できない理由を記載

<提出時期>

新規利用時、又はサービス更新時に提出をしてください。

5. 「施設入所支援」と「移動支援」

地域移行の促進、外出機会の確保の観点から利用者の状況や支援の必要性に応じて、月10時間まで移動支援の利用が可能です。

第6章 障がい福祉制度と介護保険制度の適用関係

I 基本的な考え方

障がい福祉制度と介護保険制度の関係については、サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る介護保険給付を優先して受けることになります。介護保険サービスと障がい福祉サービスの相互関係が認められるサービスを利用する場合には、介護認定を受けたうえで、介護保険サービスで対応できるかを確認します。

介護保険サービスには相当するものがなく障がい福祉サービス固有のものと認められるものについては、障がい福祉サービスの支給決定を行います。

それぞれの制度の違い、相互関係は以下のとおりです。

1. 制度の概要

	障害者総合支援法（障がい福祉サービス）	介護保険法（介護保険サービス）
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法での「自立」は、自らの生活を自己決定し、介護や支援を利用して、住み慣れた地域等で自分らしい生活を実現すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法での「自立」は、リハビリテーションやサービスの利用により、介護予防を強化し要介護状態の維持・改善を図ること。 介護保険サービスとは、加齢に伴う疾病等により要介護状態となっても、尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度。
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者（身体、知的、精神、難病患者） 障がい児 	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者 65歳以上で日常生活を送るために、介護や支援が必要な者 第2号被保険者 40歳以上65歳未満で、特定疾病により日常生活を送るために、介護や支援が必要な者
介護の必要度の指標	<ul style="list-style-type: none"> 障がい支援区分：区分1～区分6 障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2、要介護1～5 介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するもの
サービスの支給限度	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインではサービスごとの支給決定基準量を示す。 ※ 市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。（厚労省通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じた上限（支給限度額）が決められている。 ※ ケアマネジャーは、この支給限度額の範囲内で、居宅サービスを組み合わせ、ケアプランを作成する。

計画書の作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所の相談支援専門員 ・利用者や家族によるセルフプラン <p>※市は利用者や家族の意向を踏まえ、支給決定基準等に基づいて、市がサービスの種類・支給量を決定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・指定介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー） <p>※サービスの種類・支給量はケアマネジャーが作成したケアプランに基づいており、市はそれが適切に提供されているかを確認します。</p>
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担（世帯の課税状況に基づき、事前に負担上限額を決定） ・応能負担＝支払い能力に応じた負担 ・介護保険サービス等を併給している場合や、同一世帯に障がい福祉サービス等を利用している方が複数いる場合に、世帯の課税状況に基づいた上限額を超えた分について、「高額障がい福祉サービス等給付費」として支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担（一定以上所得者は2割又は3割） ・応益負担＝サービス量に応じた負担 ・利用者負担が高額になった場合、世帯の課税状況に基づいた上限額を超えた分について、申請により「高額介護サービス費」として支給。

2. 障がい福祉サービスと介護保険サービスの相互関係

※ 太枠で囲っている部分のサービスは相互関係が認められます

※ それぞれのサービスの詳細については、「第7章障がい福祉サービスの概要（留意事項含む）」を参照してください。

	障がい福祉サービス	介護保険サービス
介護給付	【居宅介護】 ① 身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 （例）入浴介助、排泄介助等 ② 家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。 ③ 通院等介助 通院時又は、院内での支援を行います。 （移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等） ④ 通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降における支援を行います。	【訪問介護】 ① 身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 （例）入浴介助、排泄介助等 ② 生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。 ③ 乗車・乗降等介助 通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する介護タクシー等への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続等を行います。 （移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等）
	【重度訪問介護】 重度障がい者の介護を身体介護、家事援助及び移動支援等の区分をなくして、総合的に利用者に提供します。 （人工呼吸器等の確認における見守り支援も可）	該当なし
	【同行援護】 視覚障がい者に対して外出の支援を行います。 （例）通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等	該当なし

	<p>【行動援護】 知的障がい又は精神障がいにより行動障がい が著しい障がい者等であって常時介護を有す る者に対して外出時の支援を行います。 (外出時の移動、排泄、食事介助等)</p>	該当なし
	<p>【短期入所 (ショートステイ)】 介護している家族等が病気や休養のために介 護できない場合に、一時的に施設で介護を行 います。</p>	<p>【短期入所生活介護 (生活介護)】 一時的に家族の方が介護できない場合等に、特 別養護老人ホームや介護老人保健施設等で短 期間のお世話をいたします。 (療養介護型については短期入所生活介護に 準ずるもののうち、特別な医療的ケアが必要な 利用者を短期間お世話します。)</p>
	<p>【生活介護】 常時介護を要する利用者に対し、施設等におい て、入浴及び排泄等の介護を行い、併せて生産 活動や創作活動の提供を日帰りで行います。</p>	<p>【通所介護 (デイサービス)】 デイサービスセンターなどで入浴や食事、日常 生活の世話、機能訓練等を日帰りで行います。</p>
	<p>【施設入所支援】 施設に入所する者に対して、夜間や休日に入 浴、排泄、食事等の介護や、生活に対する相談 及び助言を行います。</p>	<p>該当なし ※施設入所として類似するものは特別養護老 人ホーム、又は介護老人保健施設等への入 所</p>
	<p>【療養介護】 医療と常時介護を必要とする者へ、病院などで 日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、 医学的管理の下で介護や日常生活上の援助を 行います。</p>	<p>該当なし ※類似するものは介護医療院 (2018 年 4 月創 設)、介護療養型医療施設 (2023 年度末廃止)</p>
	<p>【重度障がい者等包括支援】 常に介護が必要な者に対する居宅介護その他 の複数のサービスを包括的に行います。</p>	該当なし
訓練等 給付	<p>【就労移行支援】 一般企業への就労を希望する 65 歳未満の障が い者に対して就労に必要な知識及び能力向上 のために必要な訓練、求職活動に関する支援 を行います。</p>	該当なし
	<p>【就労継続支援 A 型】 65 歳未満で一般企業への就労が困難な者に対 して、雇用契約に基づき、就労し生産活動や創 作活動を行い、能力向上のために必要な訓練 を行います。</p>	該当なし
	<p>【就労継続支援 B 型】 通常の事業所に雇用されることが困難な者 に対して、生産活動その他の活動の機会の提供 し、加えて、就労に必要な知識及び能力の向上 のために必要な訓練等を行います。</p>	該当なし
	<p>【就労定着支援】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に 新たに雇用された者に対して、生活面の課題を 把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向け て必要となる支援を行います。</p>	該当なし

	<p>【自立訓練】 自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>該当なし ※類似するものとして、通所リハビリテーション（デイケア）</p>
	<p>【共同生活援助（グループホーム）】 地域において共同生活する障がい者に対し、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。</p>	<p>【認知症高齢者グループホーム】 認知症の診断がついている、要支援2以上の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。</p>
	<p>【自立生活援助】 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整の支援を行います。</p>	<p>該当なし</p>
地域相談支援給付	<p>【地域移行支援】 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、地域生活へ移行するための支援を行うものです。</p>	<p>該当なし</p>
	<p>【地域定着支援】 居家で単身等の状況で生活する者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他の必要な支援を行います。</p>	<p>該当なし</p>
地域生活支援事業	<p>【移動支援】 屋外での移動に制約がある障がい者等が生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際において必要な介助を行います。 (例) 買い物、理美容、サークル活動等</p>	<p>該当なし</p>
	<p>【日中一時支援】 利用者を日常的に介護している家族が、病気、冠婚葬祭、看護、レジャー等のため一時的に介護ができない場合において宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護を行います。</p>	<p>該当なし</p>
	<p>【訪問入浴】 訪問入浴車が自宅に訪問し、利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱に関する介助、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭に関する指導を行います。</p>	<p>【訪問入浴介護】 訪問入浴車が自宅に訪問し、利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱に関する介助、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭に関する指導を行います。</p>
その他	<p>該当なし ※利用においては医療保険又は自費対応</p>	<p>【訪問看護】 医師の指示に基づいて看護師等が家庭を訪問し、褥瘡の処置、点滴の管理等の必要な看護や家族へのアドバイスをを行います。</p>
	<p>該当なし ※利用においては医療保険又は自費対応</p>	<p>【訪問リハビリテーション】 医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。また、福祉用具の使用方法の指導もを行います。</p>

Ⅱ 障がい福祉サービス等と介護保険サービスの併給利用について

介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給利用については、以下の1～4となります。

1. 障がい福祉サービス固有のサービス（横出し支給）

同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援及び就労継続支援等、移動支援事業等の地域生活支援事業については、障がい福祉サービス固有のものであるため、介護保険サービスの対象者であっても支給決定を行うことがあります。

ただし、就労移行支援、就労継続支援A型は、年齢などの要件があります。詳しくは第7章「障がい福祉サービスの概要」の各項目を参照してください。

同行援護は、介護保険サービスにはない視覚情報の提供がサービスの主目的であるため、介護保険の被保険者であっても利用が可能ですが、「介護保険サービスの訪問介護による通院等介助」と一部サービスが重なる部分があり、優先関係については次のとおりです。

- ① 介護保険サービスで通院時の支援が可能である場合は介護保険優先です。
- ② 障がい特性により同行援護での通院等介助利用が適当であると認められる場合は、同行援護による通院は可能です。

2. 介護認定が非該当であった場合

65歳到達の前日まで障がい福祉サービスの居宅介護を継続して利用しており、要介護認定で非該当と判定された場合は、引き続き障がい福祉サービスを利用することができます。

<留意事項>

非該当になった場合でも、本人の状態の変化(入院や周囲から見た明らかなADLの低下等)があったときは、再度介護認定を受けることの検討を行ってください。また、市からも障がい支援区分更新時等に、本人状況の確認を行います。

3. 上乗せ支給（移行特例分）

介護保険サービスへの移行にあたり、障害者総合支援法と介護保険法では基本理念や介護の必要度の指標が異なることから、障がい特性による支援の必要性が介護度に反映しにくいことがあります（例：精神障がい者において、障がい支援区分は重度であるが、介護では要支援が認定される等）。「障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、介護保険サービスの区分支給限度基準額では障がい特性に応じた支援が受けられない」というギャップを埋めるため、次のいずれにも該当し市が認めた場合は、区分に応じた支給量まで居宅介護の支給決定を行います。

ア 65歳到達の前日まで、障がい福祉サービスの居宅介護を継続して利用していたこと

イ 介護保険サービスの利用実績が区分支給限度基準額に達する見込みがあること

区分ごとの上乗せ支給時間（移行特例分）

区分1	8時間
区分2	10時間
区分3	15時間
区分4	20時間
区分5	30時間
区分6	40時間

① 手続きの流れ

介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスを利用している場合は、65歳到達前に、要介護認定を受けてください。要介護又は要支援が認定されれば、ケアマネジャーや地域包括（ケアプラン作成者）と計画相談支援専門員で情報共有をしてください。

障がい福祉サービスの上乗せ支給（移行特例分）を希望する場合は、下記の提出書類を市に提出してください。

<提出書類>

- 上乗せ支給（移行特例分）に係る申立書
- 障がいの居宅介護・重度訪問介護を位置づけたケアプラン
 - ・第1表
 - ・第2表「居宅サービス計画書（1）（2）」
 - ・第3表「週間サービス計画表」
 - ・第6表「サービス利用表」
 - ・第7表「サービス利用表別表」
- 居宅介護サービス計画表

② 計画相談支援とケアマネジャーの併用について

移行特例分の上乗せ支給を行う場合で市が認めた場合は、原則1年の期間内でケアマネジャーと計画相談支援専門員を併用する事ができます。期間内にケアマネジャーへ移行できるよう、引き継ぎを行ってください。

③ 上乗せ支給（移行特例分）の適用について

上乗せ支給（移行特例分）については、令和6年4月以降に65歳に到達した者（介護保険サービス対象者となった者）に適用します。なお、介護保険サービスへ移行するタイミングで上乗せ支給（移行特例分）に該当しないと市が判断した場合は、介護サービス移行後に本人の状態が変化したとしても上乗せ支給（移行特例分）の対象にはなりません。

4. 上乗せ支給（重度障がい者向け）

介護保険サービスの対象である重度障がい者については、介護保険サービスの区分支給限度基準額により、必要なサービス量を確保することが困難な場合が想定されます。そのため、下記の要件全てに該当し市が認めた場合には、障がい福祉サービスの重度訪問介護による上乗せ支給を行います。

ア 介護保険の要介護認定において、要介護5であること

イ 身体障がい者手帳1級の全身性障がい者及び、これらと同等のサービスが必要であること

※ 全身性障がい者とは、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当するものであって両上肢及び両下肢の機能の障がい者を有する者又はこれに準ずる者（平成15年厚生労働省告示第27号）

ウ 介護保険の支給限度基準額まで介護保険サービスを利用しており、訪問介護を5割以上利用していること

エ 障がい支援区分6であること

<留意事項>

- ・ 要介護4以下の者で、介護保険の利用限度額の不足が見込まれる者は、市へ相談してください。なお、本人の状態が変化している場合があるため、要介護度の再認定の申請を検討してください。
- ・ 上乗せ支給については、原則重度訪問介護で決定を行います。
- ・ 他の高齢者との公平性の確保の観点から、安易な介護保険サービスからの転用とならないよう、ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業者等とサービス内容を十分に精査します。

① 手続きの流れ

ア ケアマネジャー等、状態を把握している方より障がい福祉課へご相談ください。

※ 要件に該当する障がい者手帳を所持していない場合、障がい者手帳の申請・取得からとなります。

イ 介護認定結果や障がい者手帳の内容を確認し、状態の聞き取りを行います。

ウ ケアマネジャーより、下記の書類を障がい福祉課へご提出ください。

提出された書類にて、介護保険の支給限度基準額まで介護保険サービスを利用しているか、訪問介護の利用が半分以上を占めているかを確認します。

<提出書類>

障がいの居宅介護・重度訪問介護を位置づけたケアプラン

- ・ 第1表
- ・ 第2表「居宅サービス計画書（1）（2）」
- ・ 第3表「週間サービス計画表」
- ・ 第6表「サービス利用表」（直近2～3か月分）
- ・ 第7表「サービス利用表別表」（直近2～3か月分）

エ 対象要件に該当していると確認できれば、障がい福祉サービス利用申請書を提出してください。

オ 障がい福祉サービス利用申請書受理後、障がい支援区分認定の手続きを行います。手続きの流れは「第3章 支給決定の基本的な取り扱い」の「I 支給決定のプロセス」を参照してください。障がい支援区分認定までは2～3か月要する場合があります。

カ ケアマネジャーより、下記の書類を障がい福祉課へご提出ください。

<提出書類>

- 第6表「サービス利用表」（上乘せ分の障がい福祉サービスを入れたもの）
- 第7表「サービス利用表別表」（上乘せ分の障がい福祉サービスを入れたもの）

キ 障がい支援区分が認定されれば、サービスの支給決定手続きを行います。

Ⅲ 2号みなし

介護保険法に定められた以下の特定疾病に該当する40～64歳までの医療保険加入者は、介護保険制度上第2号被保険者とされますが、この介護保険のサービスを受ける医療保険未加入の40歳～64歳の生活保護受給者を「2号みなし」といいます。

「2号みなし」については、生活保護制度の他法優先により、原則として障がい福祉サービスが優先となります。障がい福祉サービス支給量については、介護保険サービスの支給限度基準額内に収めることを原則とします。（障がい福祉サービスを介護保険サービスの単位数に置き換え、支給限度基準額に収まる範囲で支給決定をします。）

<特定疾病とは>

特定疾病とは、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であつて次のいずれの要件も満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病です。

- ① 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳以上65歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率（類似の指標を含む。）等について加齢との関係が認められる疾病であつて、その医学的概念を明確に定義できるもの。
- ② 3～6ヶ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病。

- ・がん末期
- ・関節リウマチ
- ・筋委縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

IV 介護保険サービス移行までの流れ

	障がい福祉サービス	介護保険サービス
65 歳到達 3か月前	<input type="checkbox"/> 計画相談支援員から、ケアマネジャーへ主に以下のことを引継いでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の理解力 ・介護保険移行における本人の反応 ・サービス利用内容及び利用事業所 ・家族状況及び経済状況 ・キーパーソンの有無 ・現在のサービスを介護保険の単位数に置き換えて確認。 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス固有のもの、居宅介護の差分については、継続申請となります。 (横出し支給、上乘せ支給)	<input type="checkbox"/> 介護保険の申請 誕生日の60日前から申請が可能です。 利用者や家族による申請の他に、地域包括支援センターへ依頼して代理申請を行うことも可能です。 ※ 介護認定が出るまでは、数か月要することがあります。
65 歳到達	介護サービスへの移行期間として約3か月を目安に障がい福祉サービスを継続して支給決定する場合があります。	

<留意事項>

「2. 障がい福祉サービスと介護保険サービスの相互関係」の表を参考に、相互関係が認められるサービスを利用している場合は、要介護認定を受けてください。

第7章 障がい福祉サービスの概要

I 介護給付

1. 居宅介護

サービス名称	身体介護、家事援助、通院等介助（身体介護有・無）	通院等乗降介助
サービスの内容	<p>【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助</p> <p>【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事支援</p> <p>【通院等介助】 病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続において、屋内外における移動又は通院先での受診等の手続きの介助 乗車前・降車後の介助に20分～30分程度以上要する支援</p>	<p>病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続において、ヘルパーが運転する車両への乗車・降車の介助とともに、乗車前又は乗車後における移動等又は受診等の手続きの介助</p> <p>乗車前・降車後介助が20分未満の支援（外出先の範囲は、通院等介助と同じ）</p>
対象者	<p>【身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい支援区分1以上である障がい者 ・障がい児については、相当する心身の状態にある児（家事援助と身体介護を伴わない通院等介助は原則支給対象外） 	
障がい支援区分	区分1以上（児童については不要）	
支給（利用）単位	<p>【身体介護、通院等介助】 最小単位30分（おおむね20分以上）以降30分</p> <p>【家事援助】 最小単位30分（おおむね20分以上）以降15分</p> <p>*身体介護：1回 3時間以内 家事援助：1回 1.5時間以内の利用を原則とします。</p>	<p>最小単位1回 （乗車前介助→移送→降車後介助で1回）</p>

<p>支給決定基準量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 1 : 15 時間 ・ 区分 2 : 20 時間 ・ 区分 3 : 30 時間 ・ 区分 4 : 40 時間 ・ 区分 5 : 60 時間 ・ 区分 6 : 80 時間 ・ 重度障がい者等包括支援対象者 : 100 時間 <p>支給決定基準量＝身体介護と家事援助を合わせた時間数</p> <p>通院等介助については、必要に応じて支給決定をします。</p>	<p>通院等に必要な量</p>
<p>利用者負担以外の必要経費</p>	<p>外出時に係る交通費用等 (ヘルパー分も含む)</p>	<p>移送運賃等の交通費用</p>
<p>留意事項</p>	<p>【身体介護】</p> <p>① 身体介護（共同実践）② 二人介助 ③ 医療行為の実施</p> <p>【家事援助】</p> <p>① 対象とならないサービス ② 同居人がいる場合の家事援助の利用 ③ 同居人がいる場合の共有部分の掃除 ④ 家事援助（育児支援） ⑤ 家事援助（育児支援）の対象となるサービス</p> <p>【通院等介助】</p> <p>① 対象となるサービス ② 医療機関内での支援 ③ 支援の起点と終点 ④ タクシーや福祉有償車両での通院 ⑤ 健康診断のために医療機関を受診する場合</p> <p>【通院等乗降介助】</p> <p>① 通院等介助と通院等乗降介助の違い</p> <p>【障がい児への居宅介護】</p> <p>① 障がい児への身体介護 ② 障がい児への通院等介助（身体介護を伴う場合）</p>	

留意事項

- ・ 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）には、見守りだけの支援は含まれません。
- ・ 居宅介護は短時間・集中的な支援であるため、支給決定基準量を上回る場合で重度訪問介護の対象である場合は、重度訪問介護の利用を検討してください。
- ・ 1人の利用者に対して、同一時間帯に身体介護と家事援助のサービスを行うことは認められません。
- ・ 2時間ルール

居宅介護（身体介護、家事援助）は短時間・集中的な支援であり、サービスとサービスの間は概ね2時間以上あける必要があります。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

サービス前後の間隔が概ね2時間未満であれば、それぞれの所要時間を合算し、1回分として報酬算定をしてください。

【身体介護】

① 身体介護（共同実践）

利用者の有する能力に応じ、社会復帰・自立・社会経済活動の参加等ができるよう、日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが家事の代行ではなく、家事(家事援助における掃除・調理・洗濯・買い物等の支援)を利用者とともに行います。

利用者の自立支援のためのものであり、共同実践により1人でできるようになる見込みがある場合に、支給決定を受けることができます。

共同実践の利用を希望する場合は、居宅介護事業所が作成する個別支援計画書に位置付け、どこまで自立が促されているか、定期的に見直しを行う必要があります。

② 二人介助

次のア～ウのいずれかに該当する場合には、二人介助の利用が可能です。

その場合、サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断します。

ア 身体的理由により1人での介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他当該利用者の状況から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合

(例)・身体の高い利用者に対し、入浴介助サービスを提供する場合

・ エレベーターの無い建物から歩行困難な利用者を外出させる場合

※単に安全確保等の理由だけでは認められません。

③ 医療行為の実施

褥瘡などのガーゼ交換や、座薬の挿肛などの医療行為は、原則訪問看護での対応となります。

【家事援助】

① 対象とならないサービス

次のア～ウの内容は家事援助の対象外です。またこれらは一例であり、これら以外のものについては家事援助の趣旨を踏まえて、支給の可否を判断します。

ア 商品の販売・農作業など正業の援助的な行為

イ 家族の利便に供する行為、又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃等

ウ 「日常生活の援助」に該当しない行為

- ・ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
（例）・草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話等
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
（例）・家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

② 同居人がいる場合の家事援助の利用

同居人の障がい、疾病、就労などにより、利用者又は同居人が家事を行うことが困難である場合、支給決定を行うことがあります。

その場合、共有部分（本人以外も使用する浴室、トイレ、玄関、廊下など）の掃除については、原則家事援助の対象外です。サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断します。

③ 利用者不在時の利用

家事援助は、利用者の安全確認を図りながら行うものであり、サービス提供中は、利用者が居宅に所在していることが基本です。事業者及び利用者の都合で利用者不在中にサービスを行うことは認められません。

④ 家事援助（育児支援）

育児をする保護者が十分に子どもの世話ができない障がい者である場合、家事援助（育児支援）の支給決定を行うことがあります。

家事援助（育児支援）は、利用者（保護者）が本来家庭内で行う養育を代替えるものであり、次のア～ウの全てに該当する場合に、利用者、子ども、家族等の状況を勘案し必要に応じて支給決定を行います。利用にあたっては関係機関での情報共有や検討を十分に行い、場合によっては関係機関からの意見や個別支援計画書の提出が必要です。

ア 利用者（保護者）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合

イ 利用者（保護者）の子どもが1人では対応できない場合

ウ 他の家族等による支援が受けられない場合

家事援助（育児支援）の対象となるサービスは以下のとおりです。

(例)・育児支援の観点から行う沐浴や授乳

- ・乳児の健康把握の補助
- ・児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・利用者（保護者）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
- ・子どもが利用者（保護者）に代わって行う上記の家事・育児
- ・子どもが通院する場合の付き添い

※ 付き添いについては、養育の代替をするといった観点から、原則利用者（保護者）が同行することはできません。ただし、医師からの説明は基本的に本人又は家族に行われるものであり、保護者の代わりにヘルパーが医師の説明を聞き、保護者に伝えることは治療方針等が誤って伝えられる可能性や、子どもが不利益を被る可能性をはらむため、できるだけ医師から保護者宛に電話や書面で説明を行ってもらうようにしてください。

【通院等介助】

① 対象となるサービス

ア 居宅介護対象者への入退院を含む、病院への通院支援

精神科のデイケアや整骨院・接骨院・鍼灸院（保険治療部分）等、医療保険点数（保険治療）で請求可能な医療機関が対象です。民間療法（施療院、マッサージ等）は保険適用外のため対象外です。

イ 官公署等への同行支援

公的手続き又は相談のため、国、都道府県、市、外国公館の各機関、指定相談支援事

業所を訪れる場合の同行支援

② 医療機関内での支援

医療機関内は、通常院内スタッフにおいて対応がされており、支援の対象にはならないため、その時間については除外して報酬算定をしてください。ただし次のア～ウ全てに該当する場合には、通院等介助（院内算定可）の支給決定を行うことがあります。

なお、院内で支援を行う場合は、計画案および居宅介護事業所の個別支援計画書に位置付ける必要があります。

ア 病院側の諸事情により、院内介助の対応ができない場合

イ 本人が介助を必要とする心身の状態である場合

（本人が希望しているからという理由だけでは不可）

（例）・院内の移動に介助が必要な場合

- ・知的・行動障がいのため見守りが必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合 等

ウ 院内において実際にヘルパーが見守り等の介助を行っている場合

（有事の際すぐに対応できる状態で待機していること）

※ ただし、医師からの説明は基本的に本人又は家族に行われるものであり、本人の代わりにヘルパーが医師の説明を聞き、家族に伝えることは治療方針等が誤って伝えられる可能性や、本人が不利益を被る可能性をはらむため、できるだけ医師から家族宛に電話や書面で説明を行ってもらうようにしてください。

③ 支援の起点と終点

支援の起点と終点は、原則居宅となります。

ただし、通所サービス事業所（福祉作業所・生活介護・短期入所等）が活動の起点又は終点であった場合、もう片方が居宅となっていれば利用ができます。その場合は、利用者と事業所とで合意のもと、書面に記録をして下さい。

④ タクシーや福祉有償車両での通院

通院等介助は、原則公共交通機関を利用してください。タクシーや福祉有償車両での通院の場合、本人と同乗しているだけでは支援として認められません。

⑤ 健康診断のために医療機関を受診する場合

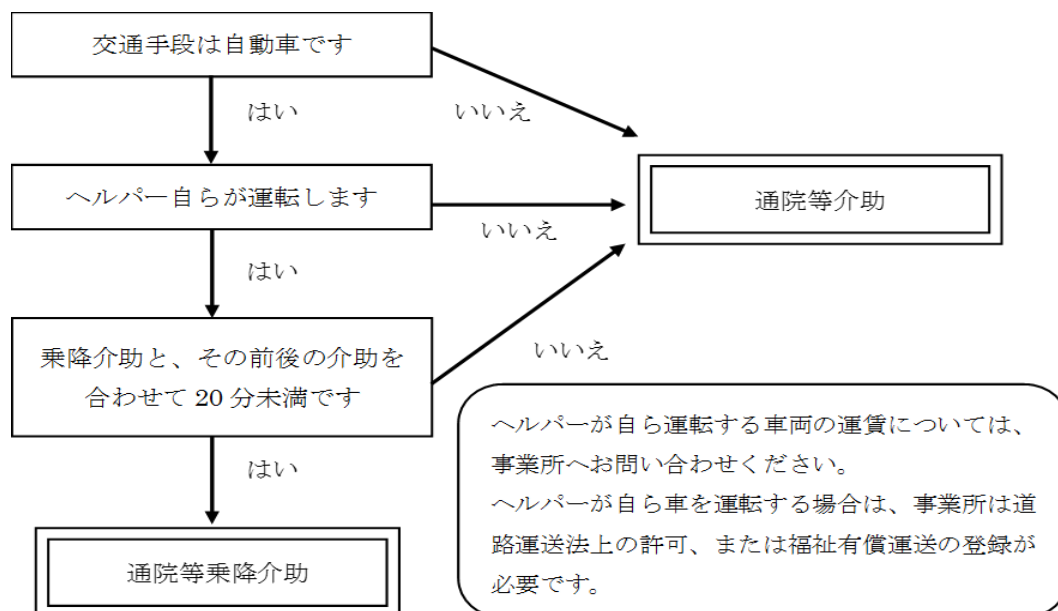
健康診断は、健康状態を把握するための検査であり、病気の治療が目的ではないため医療保険適応外となり、通院等介助は対象外となるため、移動支援を利用してください。ただし、日常通院している医療機関で、健康診断と同時に診察を受ける場合（保険治療を行う場合）には、通院等介助等が利用できます。

【通院等乗降介助】

① 通院等介助と通院等乗降介助の違い

ヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合に、「乗車・降車の介助」及び「乗車前

又は降車後の屋内外における介助」に要する時間によって、どちらのサービスを利用するかが変わります。要する時間が20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。



【障がい児への居宅介護】

障がいの種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査を行った上で、支給の要否及び支給量を決定します。

① 障がい児への身体介護

重度の障がい児の属する家庭であって、障がい児又はその家族が障がい児の入浴等の支援を必要とする場合が対象となります。なお、保護者不在時は原則として利用できません。

ア 児童が多動（強度行動障害に該当又は常時の見守りを要する程度）であり身体が大きいために、入浴時にヘルパーの支援が必要な場合

イ 概ね中学生年齢以上の児童に対して入浴時に同性介助が望ましい場合

ウ 医療的ケアが必要で家族だけでは介助できないために、入浴時にヘルパーの支援が必要な場合

エ 保護者自身に障がいや疾病等があることにより当該障がい児の養育が困難な場合

② 障がい児への通院等介助（身体介護を伴う場合）

障がい者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、次のアとイどちらにも該当する場合、支給決定を行うことがあります。

ア 日常生活において身体介護が必要な障がい児であること

イ 通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されること

2. 重度訪問介護

サービス名称	重度訪問介護
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護・家事援助といった居宅介護と同等の内容 ・移動の介護 ・病院等などにおける意思疎通の支援 ・居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援
対象者	<p>障がい支援区分4以上で、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 二肢以上に麻痺等があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外 ② 行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上
障がい支援区分	<p>区分4以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者①のうち区分6で重度障がい者等包括支援の対象要件を満たす者 → 重度訪問介護 重度障害者等包括支援対象者(15%加算) ・対象者①のうち区分6で重度障がい者等包括支援の対象要件を満たさない者、又は対象者②のうち区分6の者 → 重度訪問介護 障がい支援区分6該当者(8.5%加算) ・区分4及び5の者 → 重度訪問介護 基本 <p>※入院中の医療機関等におけるコミュニケーション支援を利用する場合は、障がい支援区分6の者に限ります。</p>
支給(利用)単位	<p>報酬算定における2時間ルールはなく、1日(0時～24時)の所要時間を通算して算定します。報酬単価の最小単位は1時間(算定には概ね40分以上の支援が必要)以降、30分毎に支給量を積算します。</p>
支給決定基準量	<ul style="list-style-type: none"> ・区分4：160時間 ・区分5：190時間 ・区分6：230時間 ・重度障がい者等包括支援対象者：280時間 <p>※ 移動中介護は、重度訪問介護全体の支給量の内数となります。 (例) 居宅内介護を100時間、通院のための介助を10時間、余暇活動など移動中の介助を35時間で決定する場合 100時間+10時間+35時間=145時間(うち移動支援加算45時間)となります。</p>
利用者負担以外の必要経費	<p>外出時に係る交通費用等(ヘルパー分も含む)</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度訪問介護における移動介護加算 ② 重度訪問介護と外出支援の取り扱い ③ 入院中の重度訪問介護の利用 ④ 居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援 ⑤ 二人介助 ⑥ 重度訪問介護と居宅介護の取り扱い

留意事項

① 重度訪問介護における移動介護加算

重度訪問介護計画に位置づけられた内容の外出時における、移動中の介護を行う場合に算定が可能です。買物、通院、余暇活動などの外出を伴うものに当てはまります。

② 重度訪問介護と外出支援の取り扱い

重度訪問介護には移動時の介助が含まれるため、外出支援（同行援護、行動援護、移動支援）との併用はできません。

③ 入院中の重度訪問介護の利用

重度の障がいや意思の疎通に支援が必要な場合で、次のアとイどちらにも該当する場合は、入院中に重度訪問介護ヘルパーが付き添うことができます。

ア 障がい支援区分6のもの

イ 入院前から重度訪問介護の利用をしているもの

意思疎通の一環として、例えば、適切な体位変換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従事者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されます。ただし、重度訪問介護従事者が病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、十分に調整が必要です(喀痰吸引等の医療的ケアは支援に入りません)。

その場合、サービスの具体的な理由や必要性、支援内容や期間について、相談支援事業所などからの聞き取りや、重度訪問介護計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断します。

④ 居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援

比較的長時間の見守りの支援や、主に見守りのみの支援の必要性については、特に次のア又はイに該当するかを検討し、支給量を決定します。

ア 生命維持の見守りであること

- ・行動障がい（大声や他害行為、危険行動など）がある場合について、必要な見守りであること（重度の知的・精神障がい者を想定）
- ・頻繁なてんかん発作等、生命に直接影響する疾患を有しており、かつ、一人で救急時の連絡ができない場合の見守りであること
- ・人工呼吸器の監視であること（重度の肢体不自由者を想定）

イ 対象者の身体状況等について、特に必要があると認められる見守りであること

⑤ 二人介助

次のア～ウのいずれかに該当する場合には、二人介助の利用が可能です。その場合、サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断します。

ア 身体的理由により1人の介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他当該利用者の状況から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合

(例)・身体が大きい利用者に対し、入浴介助サービスを提供する場合

・エレベーターの無い建物から歩行困難な利用者を外出させる場合

※ 単に安全確保等の理由だけでは認められません。

⑥ 重度訪問介護と居宅介護の取り扱い

原則、重度訪問介護と居宅介護の併用はできません。

重度訪問介護の対象者であっても、短時間・集中的な支援が行われる場合は、居宅介護の支給決定を行うことがあります。(目安として、1日のサービス必要量が概ね身体介護3時間以内、家事援助1.5時間以内)

3. 行動援護

サービス 名称	行動援護
サービスの 内容	① 外出する際に生じる危険を回避するために必要な援助 ② 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的対応…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等 ・ 制御的対応…行動障がいを起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等 ・ 身体介護的対応…便意の認識ができない者の介助等
対象者	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な者で、以下のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい支援区分3以上 ・ 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（行動関連の11項目＋てんかんの項目＝12項目）の合計点数が10点以上
障がい支援 区分	区分3以上
支給 (利用) 単位	最小単位 30 分（概ね 20 分以上）以降 30 分ごと
支給決定基 準量	月 70 時間
利用者負担 以外の必要 経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）
留意事項	① 行動援護と移動支援の併給 ② 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用

留意事項

① 行動援護と移動支援の併給

原則行動援護と移動支援の併用はできません。(移動支援より行動援護が優先されます。)

基本的なサービス内容は移動支援と同様であるため、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」(通勤、通学、通所等)は認められません。ただし、通院の支援については、障がい特性を勘案して行動援護によるサービス提供も可能です。

② 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用

医療機関への入退院時、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合、及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合において、行動援護の利用は可能です。

4. 同行援護

サービス 名称	同行援護
サービスの 内容	① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む。) ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ③ 外出時の排泄・食事等の介護 ④ その他外出する際に必要となる援助
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者で、以下のいずれにも 該当する者 同行援護アセスメント票による調査項目中 ① 「視力障がい」「視野障がい」および「夜盲」のいずれかが1点以上 ② 「移動障がい」の点数が1点以上の者 同行援護のアセスメント票については【様式集】を参照してください。
障がい支援 区分	不要（アセスメント調査のみ） ・ 区分3以上に該当する場合は加算あり その場合は障がい支援区分の認定を受け、加算対象者として支給決定 を受けている（受給者証に障がい支援区分の記載がある）必要があります。
支給 (利用) 単位	最小単位 30 分（概ね 20 分以上） 以降 30 分
支給決定基 準量	月 70 時間
利用者負担 以外の必要 経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）
留意事項	① 対象となる外出 ② 同行援護と移行支援の併給 ③ 「通院等介助」と「同行援護」の関係 ④ 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用 ⑤ 啓発などの社会活動について ⑥ 盲導犬同伴による外出 ⑦ 1日に複数回のサービス利用

留意事項

① 対象となる外出

病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続き、屋内外における移動の介助を行うことが可能です。

基本的なサービス内容は移動支援と同様であるため、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」（通勤、通学、通所等）は認められません。

② 同行援護と移動支援の併給

原則、同行援護と移動支援の併用はできません。（移動支援より、同行援護が優先されます。）

ただし、通院の支援については、障がい特性を勘案して同行援護によるサービス提供も可能です。

③ 「通院等介助」と「同行援護」の関係

病院への通院にあたり、同行援護と通院等介助のどちらを利用するかについて、優先関係はありません。利用目的や実情に合わせて利用をしてください。

居室内での支援（外出準備や外出後の片づけ等）はできないため、居室内での支援が必要な方は、通院等介助を利用してください。

④ 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用

医療機関への入退院時、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合、及び外泊先において移動の介助必要とする場合において、同行援護の利用は可能です。

⑤ 啓発などの社会活動について

啓発活動を含む社会活動により支給決定基準量を超える場合は、利用者の意向やその他の必要性を確認したうえで、社会活動以外（支給決定基準量内）＋社会活動（必要な時間）として支給決定を行うことがあります。

⑥ 1日に複数回のサービス利用

1日に複数回のサービス利用は可能ですが、概ね2時間以上の間隔を空ける必要があります。ただし、やむを得ず短時間の間隔でサービス提供行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合は、この限りではありません。

⑦ 盲導犬同伴による外出

同行援護は単なる移動、送迎サービスではなく、外出先での必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や排泄・食事等の介護も支援の範囲となっています。同伴の盲導犬ではこれらの支援を行うことができないため、盲導犬同伴での同行援護の利用は可能です。

5. 短期入所

サービス 名称	短期入所
サービスの 内容	施設内における、短期間の入浴・排泄・食事等の介護
対象者	① 障がい支援区分1～6の者 ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児
障がい支援 区分	区分1以上（障がい児は5領域11項目判定による区分要）
支給 (利用) 単位	1日
支給決定基 準量	7日／月
支給期間	利用開始日から同月末までの期間＋1年以内 (ただし、支給期間開始日が1日の場合は1年以内)
留意事項	① 入院中に短期入所は利用できません。 ② 短期入所中に通院等介助は利用できません。 ③ 長期的・連続的な利用（ロングショート） <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定基準量は7日ですが、介護者の不在等やむを得ない事情により、短期入所を連続して利用する場合は原則30日が上限となります。 ・年間利用日数については、最初に短期入所を利用した日から起算して1年のうち、180日が上限の目安です。

6. 生活介護

サービス名称	生活介護	
サービスの内容	障がい者支援施設などへの通所による、施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助	
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者	
障がい支援区分	施設入所者	① 区分4以上
		② 50歳以上で区分3以上
	施設入所者以外	① 区分3以上
		② 50歳以上で区分2以上
支給(利用)単位	1日	
支給決定基準量	月の日数から8日を控除した日数/月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内（ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内）	
留意事項	<p>① 介護保険対象者は、介護保険サービスの通所介護、通所リハビリ等が優先となります。</p> <p>② 原則の日数を超えての利用を希望する場合の取り扱いは、「第4章 支給決定の特例的な取り扱い>Ⅲ特例日数の取り扱い>1. 障がい者の通所サービス」を確認してください。</p>	

7. 療養介護

サービス名称	療養介護
サービスの内容	<p>病院において行われる、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活の世話等の支援 療養介護のうち医療に係るものは療養介護医療となります。</p>
対象者	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とし、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 障がい支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障がい支援区分5以上で、次のアからエのいずれかに該当する者</p> <p>ア 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上</p> <p>ウ 行動関連項目等の合計点数が10点以上で、医療的ケアの判定スコアが8点以上</p> <p>エ 遷延性意識障がい者で、医療的ケアの判定スコアが8点以上</p> <p>③ ①及び②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者</p>
障がい支援区分	区分5以上
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	当該月日数
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内)
留意事項	<p>① 療養介護の利用にあたっては、「障がい福祉サービス受給者証」と「療養介護医療受給者証」が必要です。療養介護医療受給者証の手続きについては、保険証(生活保護世帯の場合は医療証)が必要です。</p> <p>② 他のサービスとの併給はできません。</p>

8. 施設入所支援

サービス 名称	施設入所支援
サービスの 内容	施設内で夜間や休日に行う、入浴、排泄、食事の介護等の支援
対象者	<p>主に以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 生活介護の決定を受けた者 生活介護利用者であって、区分4以上の者。ただし、50歳以上の者にあつては区分3以上</p> <p>② 訓練等給付の決定を受けた者 障がい支援区分を問わず、自立訓練、就労移行支援利用者で、地域の社会資源の状況により通所が困難であるなど、特に必要と認められる者</p>
支給 (利用) 単位	1日
支給決定基 準量	当該月日数
支給期間	<p>支給開始日から同月末までの期間+3年以内 併給の日中活動の支給期間の方が短い場合はその支給期間に合わせる。 (ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内)</p>
留意事項	<p>① 障がい者支援施設への入所については、日中の障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等）の支給決定を併せて行います。</p> <p>② 施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は、原則の日数です。</p> <p>③ 移動支援については月10時間まで利用が可能です。利用については「第5章 サービスの併給関係>Ⅲ 共同生活援助、施設入所支援の併給>5. 「施設入所支援」と「移動支援」を確認してください。</p> <p>④ その他サービスの併給については原則できません。</p> <p>⑤ 施設入所支援+生活介護の受給者は、介護保険制度の適用除外施設入所者として、介護保険被保険者資格を喪失します。</p>

9. 重度障がい者等包括支援

サービス 名称	重度障がい者等包括支援
サービスの 内容	居宅介護や生活介護等の訪問系・日中活動系の障がい福祉サービスにおける包括的な支援
対象者	<p>介護の程度が著しく高く、常時介護を要する障がい者（児）</p> <p>障がい支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） ・最重度知的障がい者（Ⅱ類型） <p>② 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者（Ⅲ類型）</p>
障がい支援 区分	区分6
支給 (利用) 単位	報酬単位数／月
支給量	83,040 単位／月
利用者負担 以外の必要 経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）

Ⅱ 訓練等給付

1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項

① 基本的な考え方

訓練等給付に係る障がい福祉サービスは、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしています。

② 暫定支給について

対象となるサービス	<p>ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） イ 就労移行支援 ウ 就労継続支援A型</p> <p>※ 就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行いません。</p> <p>※ 暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障がい者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市が認めるときは、暫定支給決定は行いません。</p>
決定期間	暫定支給決定期間の設定方法は、暫定支給決定開始日の属する月の翌月末とします。（上限2ヶ月）
暫定から本支給に係る手続き	<p>本支給決定の要否は、暫定支給期間中の支援実績等にて判断します。継続利用を希望する場合は、暫定支給決定期間が終了する10日程前に、以下の書類を市にご提出ください。</p> <p>（事業所からの提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書 <input type="checkbox"/> 本支給決定後の個別支援計画書（案） <input type="checkbox"/> 暫定支給期間内に実施した利用者のアセスメント <p>（利用者からの提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【様式ア】 介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 <input type="checkbox"/> 受給者証
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約が締結されます。 ・利用者は、暫定支給決定期間経過後に、引き続き同一事業の暫定支給決定を受けることはできません。

③ 標準利用期間

明確な目的意識を持って一定期間で効果的・効率的に訓練を行うため、サービス利用が長期になることを防ぐため、訓練等給付には標準利用期間が定められているサービスがあります。

対象となるサービス	<p>ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） イ 就労移行支援 ウ 就労定着支援</p>
標準利用期間の決定	<p>標準利用期間はサービスによって異なります。 標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能です。</p> <p>※ 暫定支給決定対象サービスの場合は、暫定期間を含めて1年となります。暫定期間の初日が月途中の場合は、1年間に当該月の末日までの期間を加えた期間となります。 (例) 1月15日から暫定支給決定対象サービスを利用した場合 暫定期間：1月15日～2月末 1年ごとの更新期間：1月15日～翌年の1月末</p>
標準利用期間を超える場合の手続き	<p>標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です（原則1回）。</p> <p>手続きには、2か月程度時間を要することから、延長が必要と判断した場合は、早めに当該サービス事業所や援護の実施機関と相談してください。</p> <p>手続きにあたっては、以下の書類を市にご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サービス利用開始時の個別支援計画書 <input type="checkbox"/> 3年目の個別支援計画書 <input type="checkbox"/> 自立訓練・就労移行支援における3年目の利用に係る申立書【様式集参照】 <p>※ 就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできません。</p>
標準利用期間	<p>① 自立訓練（機能訓練） 1年6か月（18か月） ※ ただし、頸椎損傷により四肢に麻痺がある者は3年（36か月）</p> <p>② 自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練 2年（24か月） ※ ただし、以下の場合は、3年（36か月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間、指定障がい者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者 ・長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障がいのある者 ・2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められない状況にある者等 <p>③ 就労移行支援 2年（24か月） ※ ただし、養成施設の場合は36か月又は60か月</p>

2. 自立訓練

サービス名称	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)
サービスの内容	身体機能の維持・向上のために行う理学療法や作業療法等(身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等)	生活能力の維持・向上のために行う食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等
対象者	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を必要とし、以下のいずれかに該当する者	
	① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等	① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
障がい支援区分	不要。認定調査(スコア判定)のみ行います。	
支給(利用)単位	1日	
支給決定基準量	月の日数から8日を控除した日数/月	
支給期間	暫定支給決定期間と標準利用期間があります。 P51～52の「1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項」を参照してください。	
留意事項	① 自立訓練(機能訓練・生活訓練)再新規の取り扱い ・自立訓練の利用期間は2年が原則です。以前に支給決定を行った人が、再度利用を希望した場合、個別支援計画書及び理由書の提出を求め、市が個別に必要性の有無を確認します。 ・生活環境や障がいの状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定を行います。	

3. 宿泊型自立訓練

サービス 名称	宿泊型自立訓練
サービスの 内容	障がい者支援施設等の居室にて行う、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援・訓練
対象者	以下のいずれにも該当する者 ① 自立訓練（生活訓練）対象の者 ② 日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者 ③ 地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者
障がい支援 区分	不要。認定調査（スコア判定）のみ行います。
支給 (利用) 単位	1日
支給決定基 準量	当該月の日数
支給期間	暫定支給決定期間と標準利用期間があります。 P51～52の「1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項」を参照してください。

4. 就労移行支援

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）
サービスの内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等	
対象者	サービスを利用（申請）する際に雇用契約がない 65 歳未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）	
	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる以下のいずれかに該当する者 ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、灸師免許を取得することにより、就労を希望する者 ※ 養成施設は、国立障がい者リハビリテーションセンター自立支援局の施設
支給（利用）単位	1 日	
支給決定基準量	当該月の日数から 8 日を控除した日数／月	
支給期間	暫定支給決定期間と標準利用期間があります。 「1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項」を参照してください。	支給開始日から同月末までの期間 + 3 年又 は 5 年以内
	標準利用期間：24 か月（原則）	標準利用期間：36 か月又は 60 か月
留意事項	① 65 歳以上の取り扱い ② 就労移行支援の再利用の取り扱い	

留意事項

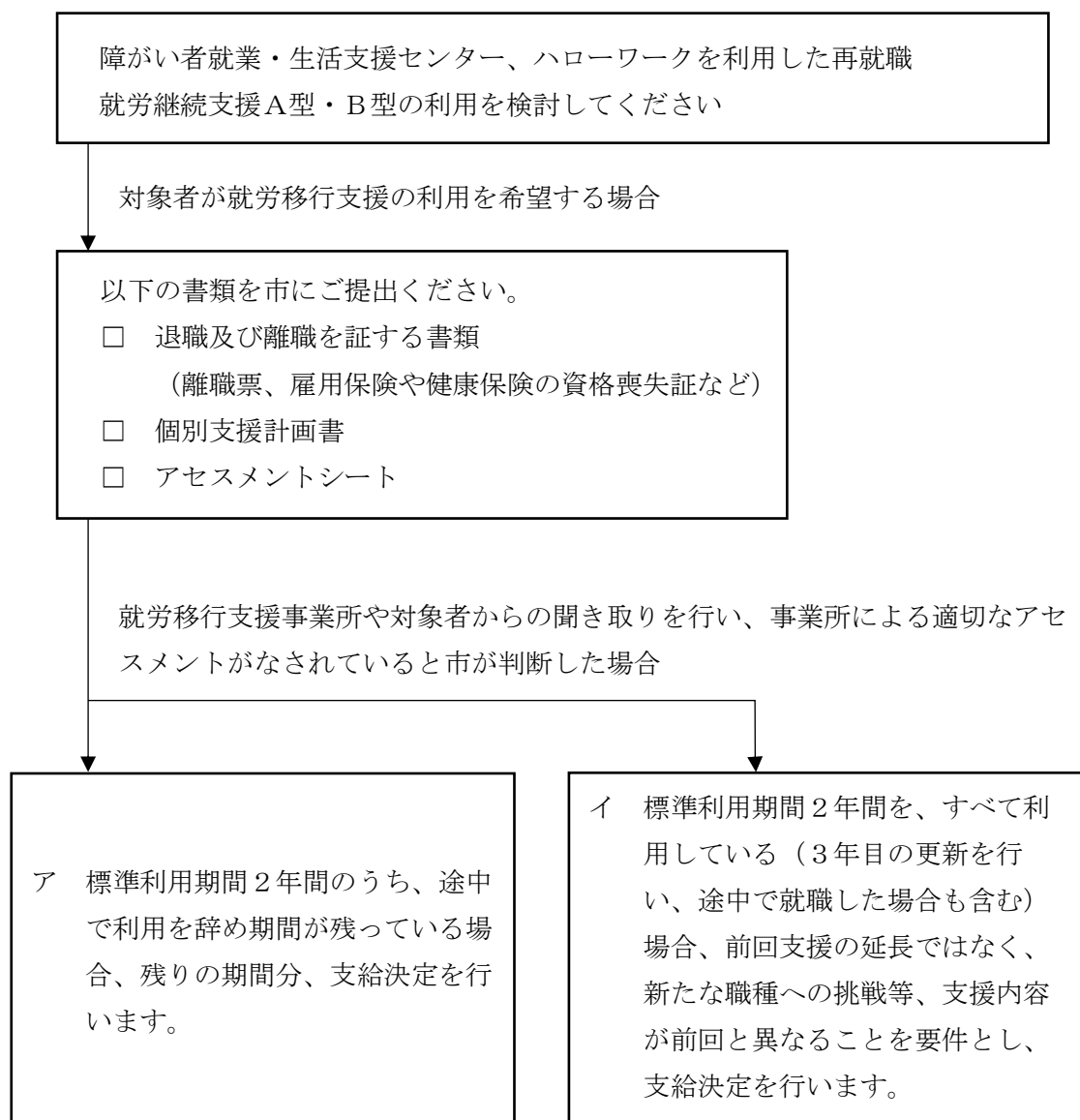
① 65歳以上の取り扱い

65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とします。

なお、65歳に達する前5年、支給決定を受けていた障がい福祉サービスについては、就労系障がい福祉サービスに限るものではありません。

② 就労移行支援の再利用の取り扱い

就労移行支援を利用して一度就職したが退職し、再度就労移行支援の利用を希望する場合の取り扱いは、次のとおりです。



5. 就労継続支援A型

サービス名称	就労継続支援A型
サービスの内容	就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて行う、知識や能力向上のために必要な訓練
対象者	一般企業等に就労することが困難で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者） 以下のいずれかに該当する者 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
支給（利用）単位	1日
支給決定基準量	当該月の日数から8日を控除した日数／月
支給期間	暫定支給決定期間があります。 「1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項」を参照してください。 支給期間は暫定支給決定期間を含めて、最長3年間。
留意事項	① 65歳以上の取り扱い ② 暫定支給決定を不要とする場合 ③ 特別支援学校卒業後、すぐに就労継続支援A型を利用する場合 ④ 障害基礎年金1級の受給の有無

留意事項

① 65歳以上の取り扱い

65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とします。この要件を満たさない場合は、65歳到達後の利用はできません。

なお、65歳に達する前5年、支給決定を受けていた障がい福祉サービスについては、就労系障がい福祉サービスに限るものではありません。

② 暫定支給決定を不要とする場合

下記のいずれかの場合で、暫定支給決定期間中に必要なアセスメントがすでに行われているものと判断できれば、暫定支給決定は不要です。

ア 転入後も引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合

就労継続支援A型を利用している者が、他の市から転入する場合であって、当市においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

イ 就労移行支援から就労継続支援A型の利用を希望する場合

就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

③ 特別支援学校や高等学校卒業後、すぐに就労継続支援A型を利用する場合

在学期間中などに就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている必要があります。

④ 障害基礎年金1級の受給の有無

障害基礎年金1級を受給している方は、サービス申請時に現在受給している年金額が分かるもの（年金の振込通知書、振込記録のある通帳のコピーなど）を提出してください。

6. 就労継続支援B型

サービス名称	就労継続支援B型
サービスの内容	就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて行う、知識や能力向上のために必要な訓練
対象者	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①、②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④ 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者</p>
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>① 50歳に達している者：支給開始日から同月末までの期間+3年以内(ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内)</p> <p>② ①以外の者：支給開始日から同月末までの期間+1年以内(ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内)</p>
留意事項	<p>① 特別支援学校卒業後、すぐに就労継続支援B型を利用する場合対象者の要件③を満たす必要があります。 在学期間中などに就労移行支援を利用し、就労アセスメントの結果、就労継続支援B型の利用が適当であると認められた人等は、卒業後すぐに利用することができます。</p> <p>※ 詳しくは「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」(厚生労働省)を参照してください。</p> <p>② 障害基礎年金1級の受給の有無 障害基礎年金1級を受給している方は、サービス申請時に現在受給している年金額が分かるもの(年金の振込通知書、振込記録のある通帳のコピーなど)を提出してください。</p>

7. 就労定着支援

サービス名称	就労定着支援
サービスの内容	<p>就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るための必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、障がい福祉サービス事業者、医療 機関等との連絡調整 ・雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営むうえでの、各般の問題に関する相談、指導及び助言等 <p>事業者は、月1回以上は障がい者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うように努める必要があります。</p>
対象者	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した者 ② 就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 ③ 就労を継続している期間が就職してから6か月以上42か月未満の者。(病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した者も含む。＝リワーク支援を利用した者も含む)
障がい支援区分	不要
支給(利用)単位	1か月
支給決定基準量	当該月日数
支給期間	<p>標準利用期間：3年（更新は1年単位）</p> <p>※ 3年の標準利用期間を超えての更新はできません</p>
留意事項	<p>手続きにあたっては、以下の書類を市に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し（雇用日がわかるもの） <input type="checkbox"/> 現在の雇用状況がわかるもの（申請時の直近の給料明細書、社会保険証等）

<サービスの利用開始時期と就労定着支援のイメージ>

就職	利用開始		
就労移行支援 就労継続支援 生活介護 自立訓練	努力義務による 職場定着支援 （6か月間）	就労定着支援期間 ← - - - 最大3年間 - - - →	必要に応じて障がい者 就業・生活支援センター等 による定着支援に繋ぐ

8. 自立生活援助

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	居宅において、自立した日常生活を営む上での定期的な巡回や、随時訪問、相談対応等の支援、関係機関と連絡調整等の援助
対象者	以下のいずれかに該当する者 ① 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な者 ③ 家族と同居しているものの、障がい、疾病により家族による支援が見込めないため、一人暮らしに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
障がい支援区分	不要
支給(利用)単位	1か月
支給決定基準量	当該月日数
支給期間	1年 ※ 標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能。
留意事項	地域定着支援、就労定着支援との併給不可

9. 共同生活援助（グループホーム）

サービス 名称	介護サービス包括型 日中サービス型	外部サービス利用型
サービスの 内容	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助	
	入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の援助をグループホームが提供。	利用者ごとに必要性や利用頻度が異なる介護サービスについては、「受託居宅介護 サービス」として、居宅介護事業所に委託して提供。
対象者	<p>身体障がい者については、65歳未満又は65歳未満に達する前日までに障がい福祉サービス又はこれに準ずるもの(※)を利用したことがある者に限ります。65歳に達した以降に身体障がい者となった者については、新規利用の対象とはなりません。</p> <p>「準ずるもの」とは…身体障がい者手帳の交付、障がい基礎年金の支給、地方自治体等の負担により実施する障がい者に対する支援事業等</p>	
障がい支援 区分	<p>入浴、排せつ又は食事等の介護の提供が必要ない者や、外部サービス利用型において受託居宅介護サービスの提供を受けない者については、必ずしも障がい支援区分の手続きを要しません。</p> <p>ただし報酬単価が異なるため、区分の取得が望ましいです。(外部サービス利用型の場合、受託居宅介護サービス費は区分2以上が対象)</p>	
支給 (利用) 単位	1日	
支給決定基 準量	当該月日数	
	—	受託居宅介護の支給決定基準量 区分2：150分/月 区分3：600分/月 区分4：900分/月 区分5：1,300分/月 区分6：1,900分/月

支給期間	標準利用期間 ① 体験利用：1年（1回あたり連続 30 日以内かつ年 50 日以内に限る） ② 地域移行支援型ホーム：2年 その他のグループホームについては期間のさだめはありません。
留意事項	① 補足給付 ② 利用者負担上限額 ③ 体験利用の取り扱い

留意事項

① 補足給付

グループホームに入居中の低所得者（生活保護世帯、非課税世帯）には、上限 1 万円まで家賃の補足給付があります。手続きにあたっては、家賃額証明書の提出が必要です。

② 利用者負担上限額

グループホーム入居者は利用者負担額の減免措置対象ではありません。そのため居宅において利用者負担上限額が課税世帯で 9,300 円であった場合は、グループホーム入居後、利用者負担上限額が 37,200 円となります。

③ 体験利用の取り扱い

長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホーム等への入居を検討している場合等に、短期間（1回あたり連続利用 30 日以内、年 50 日以内）の体験利用が可能です。

利用には、通常の利用と同様に支給決定等の手続きが必要です。

Ⅲ 地域相談支援給付

1. 地域移行支援

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	住居の確保、地域における生活の移行に関する相談やその他必要な支援
対象者	<p>地域生活への移行のための支援が必要と認められる、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者 ② 精神科病院に入院している精神障がい者 ③ 救護施設又は更生施設に入所している者 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者 ⑤ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者
障がい支援区分	不要
支給（利用）単位	1 か月
支給決定基準量	当該月日数
支給期間	6 か月以内市が対象者の状態に応じて必要と認める場合は 6 か月以内で更新可。

2. 地域定着支援

サービス名称	地域定着支援
サービス内容	障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談（常時の連絡体制を確保）、その他必要な支援
対象者	<p>地域生活への移行のための支援が必要と認められる、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>※ 障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含まれます。</p>
障がい支援区分	不要
支給（利用）単位	1 か月
支給決定基準量	当該月日数
支給期間	1 年
留意事項	<p>① グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外です。</p> <p>② 原則、自立生活援助との併給はできません。</p>

IV 障がい児通所給付

1. 児童発達支援

サービス名称	児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援
対象者	以下のいずれにも該当する児 ① 療育の観点から集団療養及び個別療養を行う必要があると認められる未就学児 ② 学校教育法第1条に規定する学校に就学していない18歳未満の児
障がい支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	15日/月
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、給食にかかる費用、おやつ代等
留意事項	① 医療型児童発達支援と児童発達支援の利用にあたっては、それぞれの支給決定が必要です。 ② 八尾市立福祉型児童発達支援(八尾しょうとく園)を利用される方は、上記とは別の規定の支給決定基準量となります。 ※ 令和6年4月1日の法改正により、医療型児童発達支援の取り扱いが変わります。

2. 医療型児童発達支援

サービス名称	医療型児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援や治療
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児
障がい支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	15日/月
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、給食にかかる費用、おやつ代等
留意事項	<p>① 支援内容には医療保険に係る治療が含まれているため、申請時には健康保険証コピーの提出が必要です。(申請者の加入する医療保険の被保険者証の記号番号、保険者名、保険者番号確認のため。)生活保護を受給している場合は、医療証のコピーを提出してください。</p> <p>② 医療型児童発達支援(八尾市立の医療型児童発達支援であれば、いちよう学園)と児童発達支援の利用にあたっては、それぞれの支給決定が必要です。</p> <p>※ 令和6年4月1日の法改正により、医療型児童発達支援の取り扱いが変わります。</p>

3. 放課後等デイサービス

サービス 名称	放課後等デイサービス
サービス 内容	生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進等の療育支援
対象者	学校教育法第1条に規定する学校に就学しており、授業の終了後又は休業中に支援が必要と認められた18歳未満の児
障がい支援 区分	不要
支給 (利用) 単位	1日
支給決定基 準量	23日/月
支給期間	1年
利用者負担 以外の 必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、おやつ代等
留意事項	<p>① 18歳到達以降の利用について 学校教育法第1条に規定する学校に就学している場合は、高校3年生の卒業月（3月末）まで利用ができます。</p> <p>② 不登校児童の利用については、学校等関係機関と必要性について十分に検討が必要です。</p> <p>③ 送迎は、基本的に自宅になります。それ以外の場所は事業所との話し合いが必要です。</p>

4. 保育所等訪問支援

サービス 名称	保育所等訪問支援
サービス 内容	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に訪問して行う、集団生活へ適応するための専門的な支援 訪問先施設等の職員に対する支援方法の指導や情報共有等を行います。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障がい児で、その施設を訪問しての専門的支援が必要と認められた児
障がい支援 区分	不要
支給 (利用) 単位	1日
支給決定基 準量	2日/月
支給期間	1年
留意事項	<p>① 他のサービスとの併給 児童発達支援・放課後等デイサービスとは時間帯が重複しなければ、同日に利用することは可能です。</p> <p>※ 同日に複数の事業所による訪問はできません。</p>

5. 居宅訪問型児童発達支援

サービス名称	居宅訪問型児童発達支援
サービス内容	居宅を訪問して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の訓練 障がい児通所支援を居宅にて提供するサービスのため、支援内容については児童発達支援や放課後等デイサービスに準じます。
対象者	重症心身障がい児などの障がいのため、外出が著しく困難であり、障がい児通所支援に通うことが困難な児 以下のいずれかに該当する児 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態 ※ 重度の障がいのため、インフルエンザ等感染症が流行する時期のみ外出が難しい場合などは、医師の診断書などにより個別に判断します。 ③ 重度の精神障がいの状態で自発的な外出ができない場合や強度行動障がいの状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な状態 ※障がい児本人の状態以外の理由（見守りや送迎者の不在等）では利用できません。
障がい支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	15日/月
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費等
留意事項	① 障がい児相談支援事業所の利用 ② 障がい児通所支援との併給

留意事項

① 障がい児相談支援事業所の利用

居宅訪問型児童発達支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の提出が必須です（セルフプランではサービス利用ができません）。

② 障がい児通所支援との併給

対象児童がその他の通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児であることから、その他の障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則としてできません。

③ 支援内容

障がい児通所支援を居宅にて提供するサービスのため、支援内容については児童発達支援や放課後等デイサービスに準じます。見守りや送迎者の不在といった、障がい児本人の状態以外の理由による利用はできません。

第8章 障がい福祉サービス等の利用者負担

I 利用者負担

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の属する世帯における収入等に応じて負担上限月額（直近に把握した市町村民税の課税状況に基づき年1回改定）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担します。

ただし、入所施設での食費や光熱水費、日中活動サービスでのレクリエーション等に係る経費等に関しては、原則として実費負担になります。

また、国制度や本市独自制度として様々な負担軽減策があります。

※ 市町村民税のことを以下、市民税と表記します。また所得割額とは、控除廃止前の想定市町村民税所得割額のことです。

1. 世帯の範囲

18歳以上の障がい者 (18、19歳の施設入所者を除く。)	利用者本人とその配偶者
18歳未満の障がい児	支給決定保護者の属する世帯の世帯員全員
18、19歳の施設入所者	

2. 所得区分とサービスごとの負担上限月額

<訪問系サービス・日中活動サービス等の利用者>

所得区分		上限月額	
生活保護受給世帯		0円	
市民税非課税世帯			
市民税課税世帯	18歳以上の障がい者	所得割額 16万円未満	9,300円
		〃 16万円以上	37,200円
	18歳未満の障がい児	所得割額 28万円未満	4,600円
		〃 28万円以上	37,200円

<グループホームの利用者>

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯		37,200円

<施設入所支援・療養介護・宿泊型自立訓練（生活訓練）の利用者>

所得区分			上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			
市民税課税世帯	20歳以上の障がい者	所得割額にかかわらず	37,200円
	18、19歳の施設入所者	所得割額 28万円未満	9,300円
		〃 28万円以上	37,200円

<地域相談支援・計画相談支援の利用者負担額>
課税状況にかかわらず、利用者負担はありません。

3. サービス固有の負担軽減策

<グループホーム>

対象者		内容
20歳以上の障がい者	生活保護受給世帯	補足給付 月額1万円を上限として家賃を補助
	市民税非課税世帯	

<施設入所支援>

対象者		内容
20歳以上の障がい者	生活保護受給世帯	補足給付 食費・光熱水費の実費負担の軽減
	市民税非課税世帯	
18、19歳の施設入所者	所得割額にかかわらず	

<療養介護>

対象者		内容
20歳以上の障がい者	生活保護受給世帯	医療型個別減免 負担上限月額を超える部分について減免

Ⅱ 就学前障がい児の発達支援の無償化

令和元年（2019年）10月1日より、3歳児から5歳児までの子どもの幼児教育・保育の無償化が実施されています。これにともない、障がい児の発達支援の利用者負担額も無償化されています。

八尾市では令和2年（2020年）9月1日から市の独自施策として無償化対象を2歳児まで拡大して実施しています。

なお、受給者証の負担上限月額欄には、所得区分に応じた上限額が記載されますので、特記事項欄で無償化対象児童であることを確認してください。

1. 対象児について

- ① 3歳児から5歳児まで（幼児教育・保育無償化）
満3歳になって初めての4月1日から小学校就学前までの3年間
- ② 2歳児（八尾市独自助成）
満2歳になって初めての4月1日から1年間

2. 無償化の対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障がい児入所施設
- ・ 医療型障がい児入所施設

3. 提出書類

- ① 3歳児から5歳児まで（幼児教育・保育無償化）
開始や終了にあたって新たな手続きは必要ありません
- ② 2歳児（八尾市独自助成）
令和3年（2021年）8月サービス提供分から利用者負担額を現物給付化しています。現物給付化することで保護者が利用者負担額を事業所に支払う必要がなくなりました。事業所に対する受領委任払の方式により実施しますので、以下の書類を市に提出してください。

< 提出書類 >

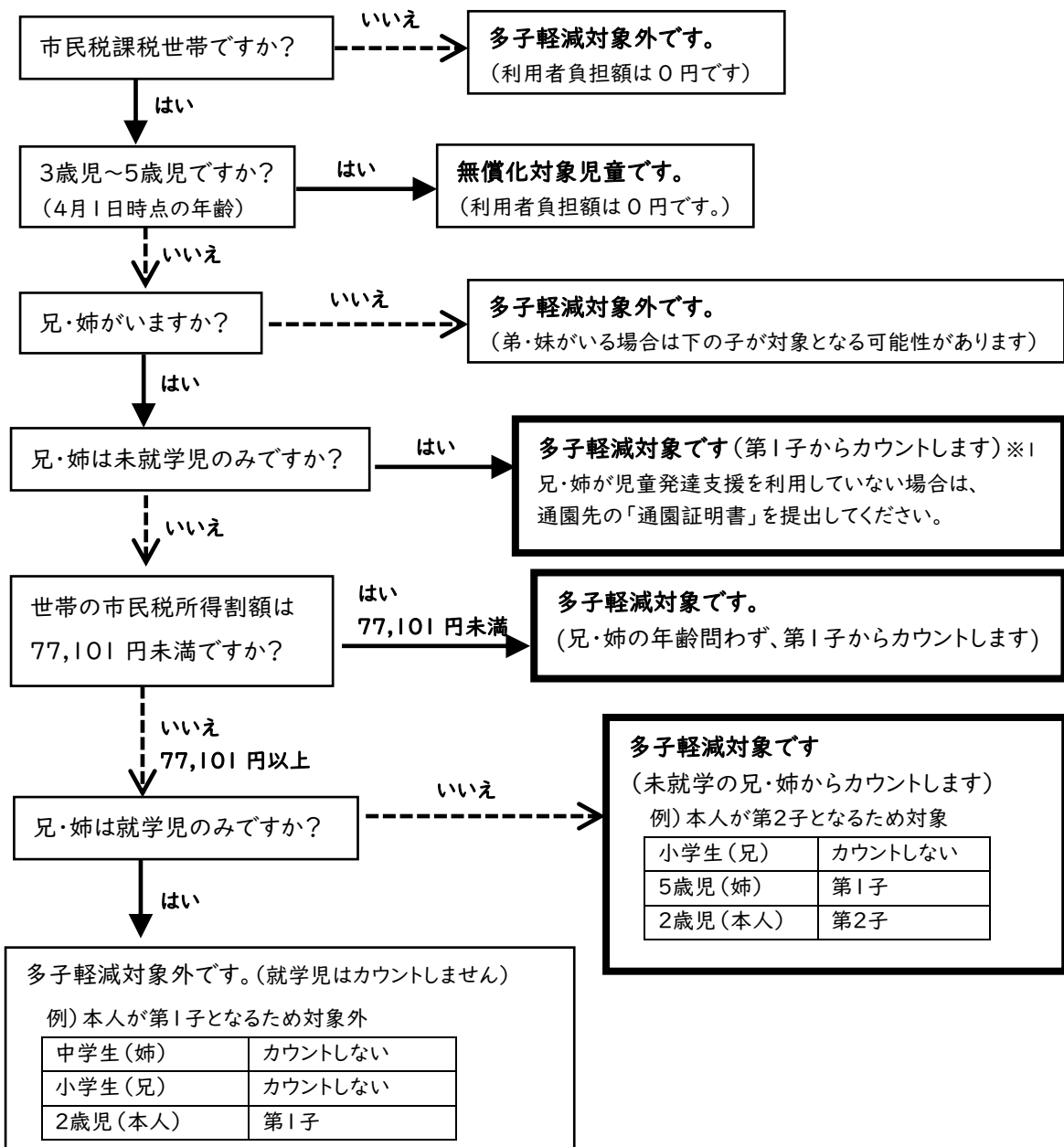
- 八尾市就学前障がい児の発達支援に係る利用者負担給付金支給申請書
（受領委任払用）【様式集参照】

Ⅲ 多子軽減措置

市民税課税世帯のうち、障がい児通所支援を利用している、又は幼稚園等に通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の障がい児通所支援の利用者負担額を軽減する制度です。

受給者証の負担上限月額欄には、所得区分に応じた上限額が記載されますので、特記事項欄で多子軽減対象児であることを確認してください。（3歳児から5歳児の無償化対象児は除く）

1. 対象者確認のフローチャート



※1 ただし、①に通園していない、②に該当しない場合は多子軽減の対象となりません

① 該当となる施設

幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設

② 特例保育又は家庭的保育事業等による保育を受ける児童

2. 多子軽減措置適用後の負担額

1回あたりの利用者負担額が第2子軽減は総費用額の100分の5、第3子以降軽減は0となります。利用者負担上限月額に変わりはありません。

3歳児から5歳児までの児童は多子軽減対象かどうかにかかわらず無償化されますが、2歳児であり、多子軽減対象児童にもあたる場合は、多子軽減で減免した上で残りの額が無償化されます。

3. 提出書類

利用児が多子軽減対象で、未就学の兄・姉が幼稚園等（児童発達支援以外）に通園している場合は、通園先の「通園証明書【様式集参照】」を提出してください。（利用児が3歳児から5歳児の場合は必要ありません）。

IV 高額障がい福祉サービス等給付費

世帯における1か月の障がい福祉サービス費等の利用者負担額の合算額が算定基準額を超える場合に、超過分の金額を償還払いにより支給します。

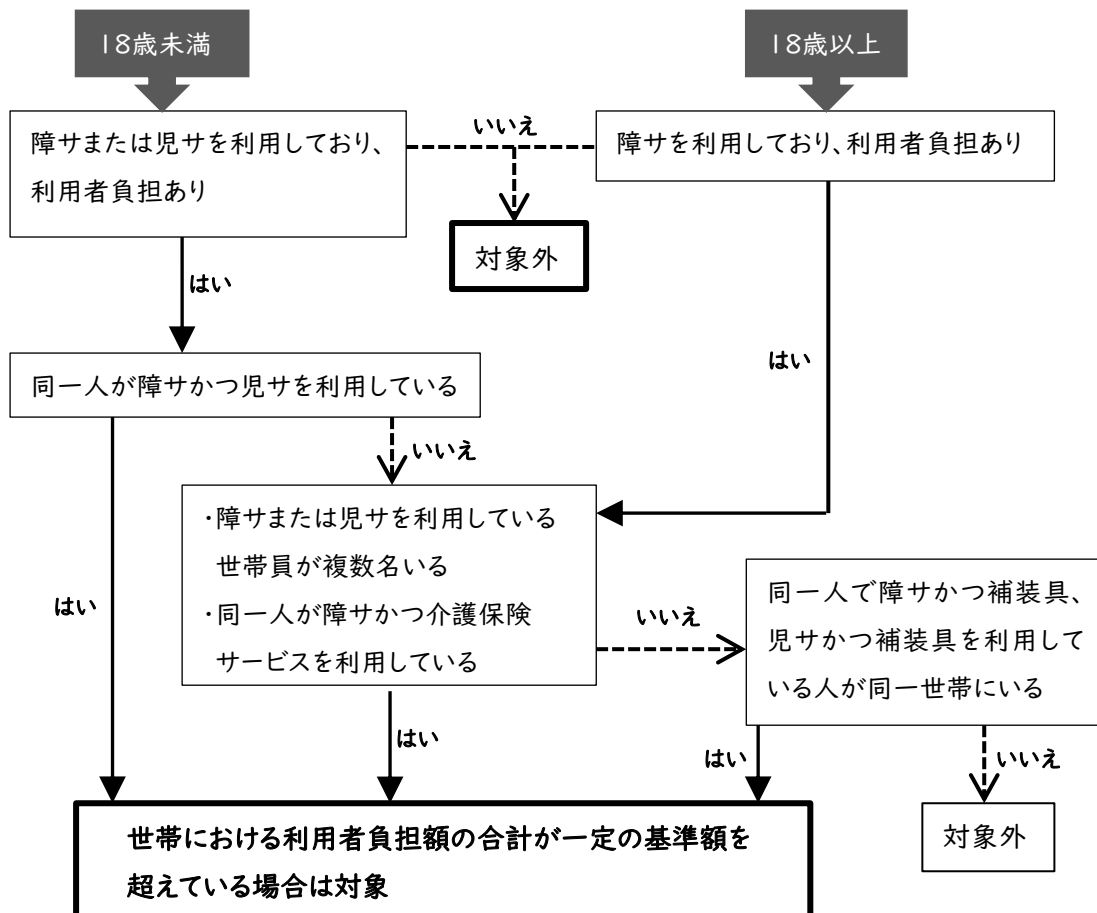
1. 条件一覧

	利用サービス	条件
①	障がい福祉サービス	世帯で複数人が利用
②	障がい児（通所・入所）支援	
③	・障がい福祉サービス ・障がい児（通所・入所）支援	同一人が2つのサービスを利用、 又は世帯で複数人が利用
④	・障がい福祉サービス ・障がい児（通所・入所）支援 ・補装具の購入・修理	同一人が複数のサービスを利用 ※利用者が障がい児（18歳未満）の場合、世帯で複数人が利用しても対象となる場合があります
⑤	・障がい福祉サービス ・介護保険サービス	同一人が2つのサービスを利用

2. 対象者確認のフローチャート

※ 障サ=障がい福祉サービス

児サ=障がい児通所支援、障がい児入所支援



3. 算定基準額について

市民税課税世帯の算定基準額は 37,200 円です。障がい児については、特例として負担上限額の最も高い額が基準額となります。(補装具は障がい児の特例の対象ではないため、基準額は 37,200 円です)

4. 提出書類

- 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書【様式集参照】
- 高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書【様式集参照】
- 利用者負担額の支払いを証する書類（領収証）
- 振込口座の確認ができるもの

V 新高額障がい福祉サービス等給付費

(障害者総合支援法施行令第 43 条の 5 第 6 項に規定する高額障がい福祉サービス費給付費)
高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、介護保険に移行した際に介護保険サービスに係る利用者負担を軽減する制度です。

1. 対象者

下記の全てを満たす方が対象になります。なお、平成 30 年 4 月 1 日以前に 65 歳に到達していた場合も、下記を満たせば対象となります。

- ① 65 歳に達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか)の支給決定を受けていたこと。
- ② 障がい者及び配偶者が、当該障がい者が 65 歳に達する日の前日において、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65 歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること。
- ③ 65 歳に達する日の前日において、障がい者支援区分が区分 2 以上であったこと。
- ④ 65 歳まで介護保険サービスを利用していないこと(40 歳から 65 歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象外です)。

2. 対象となる介護保険サービス

障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスは次のとおりです。

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護

※ 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません。

3. 対象となる利用者負担額

平成30年4月1日以降の利用者負担額のうち、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにかかった利用者負担額が対象となります。(介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、なお残る利用者負担額が償還対象となります)

なお、新高額障害福祉サービス等給付費は月ごとの介護保険サービス給付実績をもとに算出するものとなり、高額介護サービス費その他介護保険制度等における各種給付と併給調整(1年間分)を別途行ったうえでの支給となりますので、1年に一度、1年間分をまとめて支給しています。

4. 提出書類

- 新高額申請書【様式集参照】

(令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)

- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 介護保険の被保険者証
- 振込口座が確認できるもの(本人名義のもの)

※なお、この他にも「過去の障がい福祉サービスの支給決定通知書」等が必要となる場合があります。

VI 利用者負担上限額管理

1. 上限額管理の取扱い

同一月において複数のサービス事業所(事業所番号が異なるものに限る)を利用し、1か月あたりの負担上限月額を超えると予想される利用者は、事業所に利用者負担上限額管理を依頼します。これにより、障がい福祉サービスの自己負担分の費用が、負担上限額を超えないよう調整されます。

<提出書類>

- 受給者証(変更・追加する場合のみ)
- 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書【様式集参照】

2. 上限額管理事業所の優先順位

支給決定サービスの種類により、上限額管理事業所の優先順位があります。

① 障がい福祉サービス

【第1順位】居住系サービス事業所

共同生活介護・共同生活援助・入所施設等

【第2順位】特定相談支援事業所

(計画相談支援を利用しており、モニタリング期間が「毎月ごと」の場合のみ)

【第3順位】日中系サービス事業所

生活介護・就労移行支援・就労継続支援・旧法指定施設(通所)等

【第4順位】訪問系サービス事業所

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等

【第5順位】短期入所事業所

【第6順位】(体験利用)共同生活介護・共同生活援助事業所

② 障がい児通所支援

【第1順位】特定障がい児相談支援事業所

(計画相談支援を利用しており、モニタリング期間が「毎月ごと」の場合のみ)

【第2順位】障がい児通所支援事業所

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所が上限額管理を行います。この中で、複数事業所を利用する場合は、原則として契約日数の多い事業所が、上限額管理を行います。

3. 複数児童(きょうだい)の上限額管理の取扱い

同一世帯にサービスを利用する障がい児が複数いる場合は、負担上限月額をそれぞれの児童(保護者)が負担するのではなく、世帯での負担上限月額を超えないように、事業所で上限額管理の対応をお願いします。

この場合、上限額管理結果票は国保連には送信せず、翌月10日までに市に用紙を提出してください。国保連へ上限額管理結果票を送信した場合、国保連点検で明細書が返戻となり請求が通りません。なお、8章Ⅳの高額障がい福祉サービス等給付費での償還払いでの支給も可能です。

<提出書類>

- 利用者負担上限額管理結果票(複数児童用)【様式集参照】

第9章 過誤請求

障がい福祉サービス費、障がい児通所給付費の請求に誤りがあった場合は、過誤申立を行うことで支払い済みの実績を取り下げることができます。国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という）から、「支払決定通知書」が届き、支払いが確定したものが対象となります。「過誤申立書」の提出後、国保連合会あての再請求が可能になります。

1. 提出方法及び提出期限

- ① 提出方法：郵送又は窓口での提出

過誤申立書には個人情報が含まれますので、必ず郵送又は持参により提出してください。

- ② 提出期限：毎月月末

※ 20日頃までの提出にご協力ください。

2. 過誤申立の流れ

- ① サービス提供事業者は、過誤申立書を市に提出（毎月月末締切）し、提出した翌月以降に正しい請求情報を国保連合会へ送信します。
- ② 市は、月初に国保連合会へ過誤申立書情報を送信します。
- ③ 国保連合会は、過誤申立書を提出した翌月の請求金額から、過誤申立により取り下げる金額を差し引きます。

3. 注意事項

- ・ 過誤申立は、受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取り下げる手続きです。
- ・ 請求を誤った箇所が一日分だけであっても、当該受給者の当該月全体が取り下げとなりますので、ご注意ください。
- ・ 過誤申立書の提出のない状態で再請求を行った場合、「重複請求」として返戻されません。
- ・ 過誤申立により取り下げる金額が多額になる場合は、過誤申立の提出月を分割するなど調整をしてください。
- ・ 返戻となった請求情報については、過誤申立は不要ですので、翌月以降に正しい内容で請求してください。

<提出書類>

- 過誤申立書【様式】

様式集

- ・ 診療情報提供書
- ・ 同行援護アセスメント票
- ・ 就学児サポート調査票
- ・ 暫定から本支給に係る報告書
- ・ セルフプラン
- ・ 在宅利用に係る申立書
- ・ 在宅利用中の支援体制に関する報告書
- ・ 利用日数管理票
- ・ 利用日数の特例に係る申立書
- ・ 「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書
- ・ 自立訓練・就労移行支援における3年目の利用に係る申立書
- ・ 上乗せ支給（移行特例分）に係る申立書
- ・ 八尾市就学前障がい児の発達支援に係る利用者負担給付金支給申請書（受領委任払用）
- ・ 通園証明書
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
- ・ 高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書
- ・ 新高額申請書
- ・ 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書
- ・ 利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）

○計画相談支援による計画書類様式

- ・ 様式1：申請者の現状（基本情報）
- ・ 様式2：申請者の現状（基本情報） 【現在の生活】
- ・ 様式3：サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案（Ⅰ）
- ・ 様式4：サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案（Ⅱ）【週間計画表】
- ・ 様式5：サービス等利用計画・障がい児支援利用計画（Ⅰ）
- ・ 様式6：サービス等利用計画・障がい児支援利用計画（Ⅱ）【週間計画表】
- ・ 様式7：モニタリング報告書

○障がい福祉サービス等申請書様式

- ・ 【様式ア】介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・ 【様式イ】世帯状況・収入等申告書(裏面同意書)
- ・ 【様式ウ】障がい児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・ 【様式エ】世帯状況・収入申告書(裏面同意書)

- ・【様式オ】 計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書
- ・【様式カ】 地域生活支援事業利用申請書
- ・【様式キ】 障がい福祉サービス受給者証等再交付申請書
- ・【様式ク】 障がい福祉サービス受給者証等記載事項変更申請書

様式ア～クについては、八尾市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000068495.html>

